

工  
商

規 約

2026

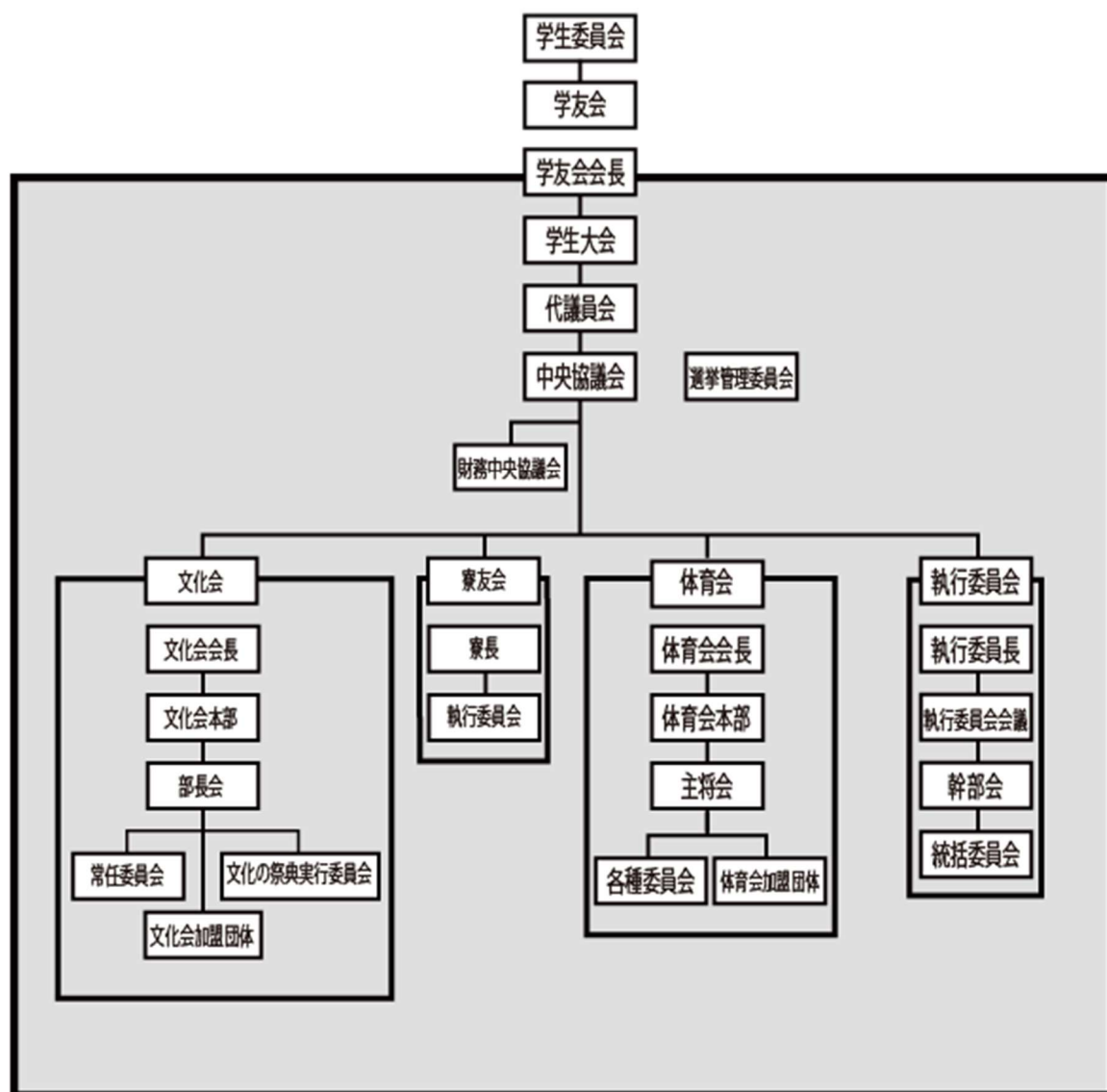
千葉工業大学学友会  
体育会  
文化会  
寮友会

# 千葉工業大学校歌

佐々木信綱 撰歌  
朝永研一郎 作曲

- 一、 習志野は 若草もえて  
潮風に 匂へる希望  
見よ この大地 この青空を  
学びの野 はてなく広く  
真理の陽 燦と輝けり  
工大 工大 千葉工大
- 二、 わが国の 文化も富も  
興すべき 任務は重し  
見よ この気魄 この手力を  
高く立つ 誉れの旗へ  
潑刺と 吾ら進むべし  
工大 工大 千葉工大
- 三、 精励に いそしみ集ふ  
新しき 科学の使徒と  
見よ この師友 この学園を  
栄光の 門出の朝の  
日は昇る 大き海洋を  
工大 工大 千葉工大

# 組織図



# 千葉工業大学学友会会則

## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 本会は千葉工業大学学友会と称する。

(組織)

第 2 条 本会は本学の全学生をもって構成する。

(本部)

第 3 条 本会は本部を本学内に置く。

## 第2章 目的及び会員の義務

(目的)

第 4 条 本会は学生委員会の下、学生自治の精神による自治活動の推進及び自由にして責任ある学生生活の創造と向上を図る。

(会員の義務)

第 5 条 本会員は、本会に係わる全活動の参加権利を有すると共に本会則及び決定決議を遵守し、本会の発展に協力する義務を負う。

2 本会員は、本会における各自治活動の自主性を尊重してこれに協力する。

## 第3章 学友会会長

(学友会会長)

第 6 条 本会の代表に学友会会長を置く。

(義務)

第 7 条 本会長は、各議決機関及び各自治会を統括する。

2 本会長は、各議決機関への出席の義務を負う。

(任期)

第 8 条 本会長の任期は1月1日から12月31日の1年間とする。

(選出)

第 9 条 本会長の選出は、第 9 章会長の選出の規程により定める。

(罷免)

第 10 条 本会長の罷免は、学生大会又は代議員会の議決のみ成立する。

- 2 本会長が辞任又は罷免された場合は、50 日以内に選挙により後任を選出しなければならない。ただし、罷免された者は当該選挙への立候補を認めてはならない。また、後任が選出されるまでは中央協議会が任命する者が本会長の代理を務めるものとする。

#### 第 4 章 議決機関

(議決機関)

第 11 条 本会の自治活動における必要な事項を決定するために次の議決機関を置く。

- (1) 学生大会
- (2) 代議員会
- (3) 中央協議会

#### 第 5 章 学生大会

(学生大会)

第 12 条 学生大会は本学における最高議決機関であり、学生委員会、本会長、本会員又は代議員会が必要と認めた案件について審議を行う。

(構成)

第 13 条 本大会は学友会会長及び全会員をもって構成する。

(規則)

第 14 条 本大会の運営に関する規則は別に定める。

#### 第 6 章 代議員会

(代議員会)

第 15 条 代議員会は学生大会の基本方針に基づいた常置の議決機関であり、本会長又は中央協議会が必要と認めた案件について審議を行う。

(構成)

第16条 本員会は学友会会長、各学科代表及び各自治会代表をもって構成する。

(規則)

第17条 本員会の運営に関する規則は別に定める。

## 第7章 中央協議会

(中央協議会)

第18条 中央協議会は学友会執行委員会、体育会、文化会及び寮友会の間における唯一の議決機関であり、各執行機関が必要と認めた案件について審議を行う。

(構成)

第19条 本協議会は、学友会会長及び各自治会代表2名以上をもって構成する。

(規則)

第20条 本協議会の運営に関する規則は別に定める。

## 第8章 執行機関

(執行機関)

第21条 本会の自治活動を円滑に行うために、次の執行機関を置く。

- (1) 学友会執行委員会
- (2) 体育会
- (3) 文化会
- (4) 寮友会

2 各執行機関に関する規則は別に定める。

## 第9章 学友会会長の選出

(学友会会長の選出)

第22条 本会長は、全会員による学友会会長選挙により選出する。

(選挙管理委員会)

第23条 本選挙を実施するために選挙管理委員会を置く。

(構成)

第24条 本委員会は、選挙管理委員長1名及び委員若干名をもって構成する。ただし、学友会会長は構成員にはなれない。

(規則)

第25条 本委員会の運営に関する規則は別に定める。

## 第10章 会計

(規則)

第26条 学友会執行委員会、体育会、文化会における会計について定める。ただし、寮友会は別に定める。

(経費)

第27条 本会における各自治会の経費は、大学からの援助金等をもってこれに充てる。

(会計担当)

第28条 本会における各自治会の会計担当は、各自治会から選出する。

(会計担当の義務)

第29条 本会計担当は、より良い各自治会の運営ができることを考慮すると共に、各自治会において会計が正確に行われているか管理を行う。

- 2 本会計担当は、現金の入出記録として出納帳を作成し、毎月、当月の残高を大学に報告しなくてはならない。
- 3 本会計担当は、決算報告書を作成して執行額を大学に報告しなくてはならない。
- 4 本会計担当は、学生委員会に会計書類を要求された場合は、速やかに提出しなくてはならない。

(会計監査)

第30条 本会における各自治会の会計に誤りがないよう、財務中央協議会で年に2回会計監査を行う。なお、財務中央協議会は当年度の中期と後期に行う。

(会計年度)

第31条 本会における各自治会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

## 第 1 1 章 本会則の変更

(本会則の変更)

第 3 2 条 本会則の変更は、中央協議会の審議を経て代議員会で行う。

### 附 則

本会則は、平成 15 年 1 月 1 日より施行する。  
本会則は、平成 18 年 1 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 20 年 1 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 21 年 1 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 22 年 1 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 23 年 1 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 24 年 1 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 25 年 1 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 26 年 1 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 27 年 1 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 28 年 1 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 30 年 1 月 1 日に一部改正する。

# 学生大会運営規程

## (目的)

第 1 条 本規程は、千葉工業大学学友会会則第 14 条に基づき、学生大会を円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (構成)

第 2 条 本会の構成は次のとおりとする。

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 学友会会長       | 1 名 |
| (2) 学友会執行委員会委員長 | 1 名 |
| (3) 体育会会長       | 1 名 |
| (4) 文化会会長       | 1 名 |
| (5) 寮友会会長       | 1 名 |
| (6) 議長          | 1 名 |
| (7) 司会          | 1 名 |
| (8) 書記          | 2 名 |
| (9) 学友会会員       |     |

2 本委員会の議長及び書記は、開催の都度、学友会会員から立候補、選出する。

## (開催条件)

第 3 条 本大会は、次の場合に開催する。

- (1) 学生委員会から請求があったとき
- (2) 代議員会において必要と認めたとき
- (3) 学友会会長が必要と認めたとき
- (4) 学友会全会員の 10 分の 1 以上から請求があったとき
- (5) 本大会が流会したとき

## (招集)

第 4 条 本大会は、学友会会長が招集する。

- 2 学友会会長は、大会を招集する際は、学友会全会員に対して会議の目的、議題、開催日時及び開催場所を示して、本大会開催の 10 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 学友会会長は本大会が流会した場合、4 週間以内に再び招集しなければならない。

(審議事項)

第 5 条 本大会は、次の事項を審議して議決する。

- (1) 学友会会長が必要と認めた議題に関する事項
- (2) 学友会会員が提出した議題に関する事項
- (3) 代議員会において必要と認めた議題に関する事項
- (4) その他

(議決権)

第 6 条 本大会の議決権は議長と書記及び議題提案者以外の出席者が有する。

(成立)

第 7 条 本大会は、学友会全会員の 10 分の 1 以上の出席数をもって成立する。  
また、委任状をもって出席数とすることはできるが、議決権は有さない。

(議決)

第 8 条 本大会の議決は、議決権を有する出席者の過半数の同意をもって可決する。  
ただし、可否同数の場合は、議長がこれを採決する。

(告知)

第 9 条 本大会に附議する決定事項は、学友会執行委員会において整理を行い、本大会終了後 1 週間以内に学友会全会員に告知しなければならない。

(議事録)

第 10 条 本大会では、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 出席者数（委任状を提出した学友会会員を含む）
  - (3) 議題内容、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 本議事録は、各自治会会長及び執行委員長の署名と押印により承諾を得なければならない。
- 3 本議事録は学友会執行委員会が管理し、学友会会員から要求があった場合は開示しなければならない。

(備考)

第 11 条 学友会会員が議題を提出したい場合は、学友会会長に提出する。  
2 学友会執行委員会は提出された議題に対し意見する事は出来ない。

- 3 学友会会長と各自治会代表者が同議題を本大会に上程を認めた場合は、本大会で審議する。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、本大会又は代議員会の議決を経るものとする。

附 則

本規程は、平成30年1月1日より施行する。

## 代議員会運営規程

### (目的)

第 1 条 本規程は、千葉工業大学学友会会則第 17 条に基づき、代議員会を円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第 2 条 本会の構成は次のとおりとする。

- |                  |       |
|------------------|-------|
| (1) 学友会会長        | 1 名   |
| (2) 議長           | 1 名   |
| (3) 司会           | 1 名   |
| (4) 書記           | 1 名   |
| (5) 各学科の代表       | 各 1 名 |
| (6) 各自治会執行部の代表   | 各 1 名 |
| (7) 各自治会執行部の会計担当 | 各 1 名 |
| (8) その他学友会会員     |       |
- 2 本員会の議長及び書記は、開催の都度、学友会会員から立候補、選出する。
  - 3 各学科の代表が任期を全うできなくなった場合は、同学科で代表者の代理を立てなくてはならない。
  - 4 本員会の司会は、学友会執行委員会員から選出し、本会の開閉会及び議長と書記の選出を行う。

### (開催条件)

第 3 条 本員会は、年 2 回の定期開催及び臨時開催とする。

- 2 本員会の臨時開催は、次の場合のみ行う。
  - (1) 学友会会長が必要と認めたとき
  - (2) 中央協議会において必要と認めたとき
  - (3) 本員会が流会したとき

### (招集)

第 4 条 本員会は、学友会会長が招集する。

- 2 学友会会長は、本員会を招集する際は、学友会会員に対して会議の目的、議題、開催日時及び開催場所を示して、本員会の開催 10 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 学友会会長は本会が流会した場合、4 週間以内に再び招集しなければならない。

(審議事項)

第 5 条 本員会は、次の事項を審議して議決する。

- (1) 規約改正に関する事項
- (2) 各自治会の活動報告及び活動予定に関する事項
- (3) 各自治会の予算及び決算報告に関する事項
- (4) 選挙管理委員長の選出及び罷免に関する事項
- (5) 学生大会開催の決議に関する事項
- (6) 中央協議会において必要と認めた議題に関する事項
- (7) その他

(議決権)

第 6 条 本員会の議決権は、議長と書記及び議題提案者以外の出席者のみが有する。

(成立)

第 7 条 本員会は、構成員の過半数の出席数をもって成立する。また、委任状をもって出席数とするが、議決権を有さない。

(議決)

第 8 条 本員会の議決は、議決権を有する出席者の過半数の同意をもって可決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを採決する。

(告知)

第 9 条 本員会に附議する決定事項は、学友会執行委員会において整理を行い、本員会終了後 1 週間以内に学友会全会員に告知しなければならない。

(議事録)

第 10 条 本員会では、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 出席者数（委任状を提出した構成員を含む）
  - (3) 議題内容、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 本議事録には、学友会会長、学友会執行委員長、体育会会長、文化会会長及び寮友会会長の署名と押印により承諾を得なければならない。
  - 3 本議事録は学友会執行委員会が管理し、学友会会員から要求があった場合開示しなければならない。

(報告者)

- 第11条 本員会は、第2条第6号又は第2条第7号の者を報告者として招集することができる。
- 2 同報告者は、各案件について正しく報告する義務を負う。
  - 3 同報告者は、本員会に必要な報告書の作成を求められた場合は、それを作成して提出しなければならない。

(傍聴者)

- 第12条 本員会は、第2条第8号の者が傍聴を望んだ場合、傍聴者として参加させなければならない。
- 2 傍聴者は、第2条第2項により立候補する場合を除き、発言や議事進行を妨げる行為をしてはならない。

(備考)

- 第13条 学友会会員が議題を提出したい場合、学友会執行委員会を通して学友会会長に提出する。
- 2 学友会会長が同議題を本員会に上程を認めた場合は、本員会で審議する。

(規程の改廃)

- 第14条 本規程の改廃は、本員会の議決を経るものとする。

附 則

本規程は、平成30年1月1日より施行する。

# 中央協議会運営規程

## (目的)

第 1 条 本規程は、千葉工業大学学友会会則第 20 条に基づき、中央協議会を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## (構成)

第 2 条 本協議会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学友会会長
- (2) 各自治会代表 2 名以上
- 2 議長は、学友会会長とする。
- 3 書記は、構成員のうち 1 名とする。

## (開催条件)

第 3 条 本協議会は、次の場合に開催する。

- (1) 原則として、月に一度の定期開催とする
- (2) 自治会代表者が必要と認めたとき
- (3) 学友会会長が必要と認めたとき
- (4) 財務中央協議会からの請求があったとき

## (招集)

第 4 条 本協議会は、学友会会長が招集する。

- 2 学友会会長は本会が流会した場合、4 週間以内に再び招集しなければならない。

## (審議事項)

第 5 条 本協議会は、次の事項を審議して議決する。

- (1) 各自治会における予算案及び決算案に関する事項
- (2) 会計監査報告に関する事項
- (3) 各自治会における諸問題に関する事項
- (4) 規約改正に関する事項
- (5) その他、各自治会の運営に関連するもの全般
- 2 (1)、(4) は、代議員会に上程することとする。
- 3 (2)、(3)、(5) は、必要な場合は代議員会に上程することとする。

(議決)

第 6 条 本協議会の議決は、学友会会長と各自治会代表者の総意で行う。

(議事録)

第 7 条 本協議会の議事録は、学友会会長が保管し、本協議会の構成員から要請があった場合、学友会会長は議事録を提出しなければならない。

(設置機関)

第 8 条 本協議会の下に財務中央協議会を設置する。

2 財務中央協議会に関する規則は別に定める。

(規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、本協議会の審議ののち、代議員会の議決を経るものとする。

附 則

本規程は、平成 30 年 1 月 1 日より施行する。

# 財務中央協議会規程

## (名称)

第 1 条 財務中央協議会は、中央協議会運営規程第8条第2項に基づき、中央協議会の審議の促進と、学友会に属する各自治会の会計の統一化及び透明化を図るために必要な案件について議論することを目的とする。

## (構成)

第 2 条 本協議会は各自治会の代表者と会計担当によって構成される。

## (開催条件)

第 3 条 本協議会は次の場合に開催する。

- (1) 学生委員会からの請求があったとき
- (2) 学友会会長が必要と認めたとき
- (3) 構成員のいずれかが必要と認めたとき
- (4) 中央協議会からの請求があったとき

## (招集)

第 4 条 本協議会は学友会執行委員会が招集する。

- 2 学友会執行委員会が、本協議会を招集する際は各自治会に対して会議の目的、議題、開催日時及び開催場所を示して、本協議会開催の10日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

## (議論事項)

第 5 条 本協議会は、次の事項を審議して議決する。

- (1) 各自治会における予算案及び決算案に関する事項
  - (2) 会計監査報告に関する事項
  - (3) 中央協議会が提出した議題に関する事項
  - (4) 各自治会が提出した議題に関する事項
  - (5) その他
- 2 (1)、(2)、(3)は、中央協議会に上程することとする。
  - 3 (4)、(5)は、必要な場合は中央協議会に上程することとする。

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、本協議会及び中央協議会の審議ののち、代議員会の議決を経るものとする。

(備考)

第 7 条 本協議会に所属する者は、本規程を守らなければならない。

2 本協議会は中央協議会における決定事項に従わなければならない。

3 各自治会は本協議会における財務関係の決定事項に従わなければならない。

附 則

本規程は、平成 30 年 1 月 1 日より施行する。

## 学友会会長選挙管理委員会運営規程

### (目的)

第 1 条 本規程は、千葉工業大学学友会会則第 25 条に基づき、学友会会長選挙管理委員会を円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第 2 条 本委員会の構成は次のとおりとする。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 選挙管理委員長  | 1 名 |
| (2) 選挙管理副委員長 | 1 名 |
| (3) 選挙管理委員   | 若干名 |

### (義務)

- 第 3 条 本委員会は、学友会会長の選挙に係わる事務を遂行及び管理し、選挙の投開票を行う。
- 2 本委員会は、立候補期間、選挙運動期間及び投票期間を定めて、学友会会員に告示しなければならない。
  - 3 各構成員は、選挙運動に参加してはならない。

### (任期)

第 4 条 本委員の任期は、1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年間とする。

### (委員長)

- 第 5 条 委員長は、代議員会にて任命する。ただし、学友会会長及び学友会会長選挙立候補者を委員長とすることはできない。
- 2 委員長が学友会会員でなくなった場合、その地位職を失う。
  - 3 委員長が辞任する場合は、本委員会の承認を得なければならない。

### (副委員長)

- 第 6 条 副委員長は、委員長が本委員の中からこれを任命する。ただし、学友会会長及び学友会会長選挙立候補者を副委員長とすることはできない。
- 2 副委員長が学友会会員でなくなった場合、その地位職を失う。
  - 3 副委員長が辞任する場合は、委員長の承認を得なければならない。

(委員)

- 第 7 条 委員は、委員長が本委員の中からこれを任命する。ただし、学友会会長及び学友会会長選挙立候補者を委員とすることはできない。
- 2 委員が学友会会員でなくなった場合、その地位職を失う。
  - 3 委員が辞任する場合は、委員長の承認を得なければならない。

(選挙権)

- 第 8 条 全学友会会員は、学友会会長選挙の選挙権及び被選挙権を有する。
- 2 本委員長及び本委員は選挙運動をすることはできない。
  - 3 立候補者は、本委員会が定める期日までに立候補の手続きをしなくてはならない。
  - 4 立候補者が候補を降りるときは、その旨を本委員会に届け出ることによって資格を取り下げることができる。
  - 5 立候補者が学友会会員でなくなった場合、本委員会は同立候補者の届け出を取り下げなければならない。
  - 6 何人も、特定の候補者が票を得る又は得られないことを目的に、学友会会員に対して金品、本会の役職及びその他の利益を与えてはならない。また、実際に与えなくとも、与えることを申し込み又は約束をすることも同様とする。
  - 7 何人も、選挙運動のために本委員会の検印がないビラ等の印刷物を配布してはならない。

(投票)

- 第 9 条 学友会会長の選出は、学友会会員による直接無記名投票とする。
- 2 投票は、一人一票に限る。
  - 3 学友会会員は、本委員会が設ける投票所にて投票しなければならない。
  - 4 学友会会員は、自らの投票の内容について公表する義務はない。
  - 5 当選者は獲得票数によるものとし、同数のため当選者が決定されない場合は、その者につき再投票を行う。
  - 6 無効投票数が全投票数の 3 分の 1 以上の場合、その選挙は無効として再投票を行う。
  - 7 立候補者が定数の場合は、信任投票を行う。

(告示)

- 第 10 条 本委員会は、開票終了後、選挙結果を速やかに学友会会員に告示しなくてはならない。
- 2 本委員会は選挙が無効であると決定した場合、その旨を速やかに学友会会員に告示しなければならない。

(異議申し立て)

第11条 立候補者は、選挙終了後3日以内に、選挙管理委員会に対して選挙の効力に関する異議を申し立てることができる。

- 2 異議申し立てを受けた場合は本委員会が調査のうえ、その旨を学友会会員に告示しなければならない。また、選挙の効力に関する異議が認められた場合は15日以内に再選挙をしなくてはならない。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、代議員会の議決を経るものとする。

附 則

本規程は、平成30年1月1日より施行する。

本規程は、平成31年1月1日に一部改正した。

本規程は、令和2年1月1日に一部改正した。

# 学友会執行委員会規程

## 第1章 規程の定義

(目的)

第 1 条 学友会執行委員会規程（以下、本規程）は、学友会執行委員会（以下、本委員会）の活動を円滑に行うために定義する。

(本規程への同意)

第 2 条 本委員会への入会と同時に、本規程に同意したものとみなす。

## 第2章 組織

(活動目的)

第 3 条 学友会執行委員会は、千葉工業大学学友会会則第 21 条第 1 号に基づき、学友会の最高執行機関として、学生のより良い学生生活を支援することを目的とする。

(構成)

第 4 条 本委員会の構成は次のとおりとする。

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 委員長       | 1 名 |
| (2) 副委員長      | 2 名 |
| (3) 部長        | 7 名 |
| (4) 津田沼祭実行委員長 | 1 名 |
| (5) 委員        |     |

2 本委員会の構成員は本学の学部の学籍を持つものとする。

(機関)

第 5 条 本委員会は、その運営を円滑に行うために次の機関を有する。

- (1) 執行委員会会議
- (2) 幹部会
- (3) 定例会
- (4) 津田沼祭実行委員会

(区分)

第 6 条 本委員会は、その運営を円滑に行うために次の部署を有する。

- (1) 財務部
- (2) 総務部
- (3) 企画部
- (4) 広報部
- (5) 厚生部
- (6) 渉外部
- (7) 福祉部

### 第 3 章 部署

(目的)

第 7 条 第 6 条に示した部署は、それぞれ以下の目的を持つ。

- (1) 財務部  
本委員会の会計監査を通し、予算執行の健全化並びに透明化を図ることを目的とする。
- (2) 総務部  
本委員会の事務作業を統括することで、会内行事を統括し、本委員の活動を後援することを目的とする。
- (3) 企画部  
企画の立案・運営を主導で行い、学生のニーズに応えることを目的とする。
- (4) 広報部  
本委員会の活動がより広く認知されるために、本委員会の情報をより質の優れた形で本委員会外に届けることを目的とする。
- (5) 厚生部  
学生がより大学で快適に生活できるように本委員会と学生を繋ぎ、支援することを目的とする。
- (6) 渉外部  
外部と交流の輪を広げ、外部の情報収集並びに本委員会の情報発信を主導し、本委員会の発展に貢献することを目的とする。
- (7) 福祉部  
本学の学生代表として、大学近隣への社会貢献を目的とする。

(構成)

第 8 条 各部署の構成は次のとおりとする。

- (1) 部長 1 名
- (2) 部員

(部員)

第 9 条 本部員は、所属する部署の目的に基づき本委員会の運営を行う義務を負う。

- 2 部員としての任期は入部してから 3 回生の 12 月 31 日までとする。

(配属)

第 10 条 本委員会の 1～3 回生の委員は部署に所属するものとする。

- 2 原則として兼部及び部署移動は認めない。ただし、大幅な組織構造の変更や、やむを得ない人数の減少などがあつた場合はこの限りではない。

#### 第 4 章 委員長

(義務)

第 11 条 委員長は本委員会の代表であり、本委員会の健全かつ実質的な発展に務めなければならない。

- 2 委員長は本委員会の最高責任者であり、本委員会の活動における統括の義務を有する。

(権利)

第 12 条 委員長は、以下の場合を除き、本委員会に関わる全ての事項の最高決定権及び本委員会の活動における招集権を有する。

- (1) 副委員長 2 名からの反対があつた場合
- (2) 執行委員会会議で議決された事項

(任期)

第 13 条 委員長は前年に選出し、任期は選出された翌年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の 1 年間とする。

(選出)

第 14 条 委員長は、執行委員会会議において本委員の過半数の信任決議をもって任命される。

(罷免)

- 第15条 委員長は、執行委員会会議において3分の2以上の不信任決議があった場合に罷免される。
- 2 委員長が辞任する場合、執行委員会会議において過半数以上の決議を得なければならない。
  - 3 委員長が辞任または罷免された場合は、50日以内に執行委員会会議により後任を選出しなければならない。ただし、罷免された者は委員長に再任できないものとする。また、後任が選出されるまで委員長は任務を遂行する。

## 第5章 副委員長

(義務)

- 第16条 副委員長は委員長を補佐し、委員長が任務を遂行できない場合はそれを代行するとともに本委員会の健全かつ実質的な発展に務めなければならない。

(任期)

- 第17条 副委員長の任期は委員長から任命された年の1月1日から12月31日の1年間とする。

(選出)

- 第18条 副委員長は、委員長からの指名、および執行委員会会議において本委員の過半数の信任決議をもって任命される。

(罷免)

- 第19条 副委員長の罷免については、次のとおりとする。
- (1) 委員長が必要と認めた場合
  - (2) 執行委員会会議において3分の2以上の不信任決議があった場合
- 2 副委員長が辞任する場合、委員長の許可を得なければならない。
  - 3 副委員長が辞任または罷免された場合、50日以内に委員長が後任を選出しなければならない。ただし、罷免された者は副委員長に再任できないものとする。また、後任が選出されるまで副委員長は任務を遂行する。

## 第6章 部長

(義務)

- 第20条 部長は各部署を統括し、部署の健全で実質的な発展に務めなければならない。

(任期)

第21条 部長の任期は委員長から任命された年の1月1日から12月31日の1年間とする。

(選出)

第22条 部長は各部署内から選出し、委員長が任命する。

(罷免)

第23条 部長の罷免については、次のとおりとする。

(1) 委員長が必要と認めた場合

(2) 執行委員会会議において3分の2以上の不信任決議があった場合

2 部長が辞任する場合、委員長の許可を得なければならない。

3 部長が辞任または罷免された場合、50日以内に委員長が後任を選出しなければならない。ただし、罷免された者は部長に再任できないものとする。また、後任が選出されるまで部長は任務を遂行する。

## 第7章 津田沼祭実行委員長

(義務)

第24条 津田沼祭実行委員長は、津田沼祭実行委員会の代表であり、津田沼祭の発展に努めなければならない。

(権利)

第25条 津田沼祭実行委員長は、委員長の反対がある場合を除き、津田沼祭に関わる全ての事項の最高決定権及びその活動において招集権を有する。

(任期)

第26条 津田沼祭実行委員長の任期は委員長から任命された年の1月1日から12月31日の1年間とする。

(選出)

第27条 津田沼祭実行委員長は本委員会から選出し、委員長が任命する。

(罷免)

第28条 津田沼祭実行委員長の罷免については、次のとおりとする。

(1) 委員長が必要と認めた場合

(2) 執行委員会会議において3分の2以上の不信任決議があった場合

- 2 津田沼祭実行委員長が辞任する場合、委員長の許可を得なければならない。
- 3 津田沼祭実行委員長が辞任または罷免された場合、50 日以内に委員長が後任を選出しなければならない。ただし、罷免された者は津田沼祭実行委員長に再任できないものとする。また、後任が選出されるまで津田沼祭実行委員長は任務を遂行する。

(津田沼祭実行委員会)

第 29 条 津田沼祭実行委員会の細則は、別にこれを定める。

## 第 8 章 委員

(義務)

第 30 条 本委員は、本委員会の目的である、学友会の最高執行機関として、学生のより良い学生生活を支援することを満すため、本委員会の方針に基づき、健全かつ実質的な運営に努めなければならない。

(入退会)

第 31 条 本委員は委員長が認めた場合、本委員会の入退会が認められる。

(任期)

第 32 条 本委員の任期は、委員長が委員と認めてから 4 回生の 12 月 31 日までとする。

(回生)

第 33 条 本委員は入会した年を 1 回生とし、年が明けるとともに回生が 1 つ上がるものとする。  
2 委員として所属できるのは 4 年を上限とする。

(休会)

第 34 条 本委員は委員長が認めた場合、本委員会の休会が認められる。  
2 本委員が休学した場合、本委員会において休会とする。

(罷免)

第 35 条 本委員が次のいずれかに該当した場合、委員長は当該委員を罷免できる。  
(1) 正当な理由なく本委員会の活動に参加しない場合  
(2) 今後も参加する意思がないと認められる場合  
(3) 所属学科の定める進級条件を満たさず、原級留置となった場合

## 第9章 執行委員会会議

### (目的)

第36条 執行委員会会議は本委員会の最高議決機関であり、本学学生の自治活動に関わる事項や本委員が必要と認めた事項について決議することを目的とする。

### (構成)

第37条 本会議は、本委員全員によって構成する。本会議の議長及び書記は、委員長が本委員の中から任命する。

### (開催条件)

第38条 本会議は次の場合開催する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
- (2) 幹部会にて必要と認めたとき
- (3) 本委員の3分の1以上が必要と認めたとき

### (招集)

第39条 本会議は委員長が招集する。

- 2 本会議が流会した場合、任期中かつ50日以内に開催しなければならない。

### (成立)

第40条 本会議は本委員の3分の2以上の出席をもって成立する。また、委任状をもって出席とすることはできるが、議決権は有さない。

### (議決)

第41条 本会議の議決は、議決権を有する出席者の過半数の賛成をもって可決とする。

ただし、可否同数の場合は、議長がこれを採決する。

- 2 委員長、副委員長、部長、津田沼祭実行委員長の不信任決議については、議決権を有する出席者の3分の2以上の賛成をもって可決とする。

### (議事録)

第42条 議事録は委員長が最低でも4年間保管し、本委員から要請があった場合、委員長は議事録を提出しなければならない。

## 第10章 幹部会

(目的)

第43条 本委員会の運営に関わる事項や方針、本会の構成員が必要と認めた事項について議論・決議することを目的とする。

(構成)

第44条 本会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長、副委員長、部長、津田沼祭実行委員長
  - (2) (1)が必要と認めた者
- 2 部長及び津田沼祭実行委員長がやむを得ず出席できない場合は、代理を出すことを認める。
  - 3 本会の議長は委員長が務める。
  - 4 本会の書記は委員長が本会構成員から任命する。

(開催条件)

第45条 本会は、本会の構成員が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第46条 本会は、委員長が招集する。

(議決)

第47条 本会の議決は、構成員の総意をもって可決とする。

(議事録)

第48条 議事録は委員長が最低でも4年間保管し、本委員から要請があった場合、委員長は議事録を提出しなければならない。

## 第11章 定例会

(目的)

第49条 定例会は、本委員会全員の意思統一を行う場であり、本委員全員に対し、委員長又は各部署の担当者等から報告又は連絡をすることで、本委員会の運営に関わる情報を共有することを目的とする。

(構成)

- 第50条 本会は、本委員全員によって構成する。
- 2 議長及び書記は、委員長が本委員の中から任命する。

(開催)

- 第51条 本会は、原則として月に1回以上開催する。

(招集)

- 第52条 本会は、委員長が招集する。

(議事録)

- 第53条 議事録は委員長が最低でも4年間保管し、本委員から要請があった場合、委員長は議事録を提出しなければならない。

(傍聴者)

- 第54条 本会は、学友会会員も傍聴できる。
- 2 本会を傍聴する場合は、委員長の許可を得なければならない。

## 第12章 会計

(義務)

- 第55条 本委員会の会計は、千葉工業大学学友会会則第10章に基づき、会計監査を通し、資金運用の健全化並びに透明化を図らなければならない。

(会計担当)

- 第56条 本委員会の財務部長が会計担当の責務を負う。

- 第57条 会計担当は、本委員会の資金運用における責任者であり、学友会執行委員会規程第54条に基づき、その義務を全うする。

- 第58条 会計担当は、本委員会の会計決算書を会計年度終了後、大学へ提出しなければならない。

(予算)

- 第59条 本委員会の運営費は、PPA 援助金、その他からなり、本委員会の活動費、企画の活動費、津田沼祭の運営費、その他に割り当てられる。

(会計年度)

第60条 本委員会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

(財務部)

第61条 財務部は、本委員会の出納帳及び会計決算書を会計年度終了後、作成しなければならない。

### 第13章 著作物の権利

(権利)

第62条 本委員会の活動によって作成された著作物の権利は本委員会に寄与されるものとする。

(作成者)

第63条 作成者は、作成した著作物の利用において本委員会の運営の健全性また透明性を損なわない限り自由に利用できるものとする。

### 第14章 規程の改廃

(規程の改廃)

第64条 本規程の改廃は、執行委員会会議の議決を経るものとする。

- 2 規程の改廃に当たっては、本委員会へ規程改廃の背景を記した提案書及び改廃草案を提出し委員長の認可を得なければならない。

(記録)

第65条 規程の改廃において作成された書類及び議事録は規程改廃後、委員長に提出し、委員長が最低でも次の規程改廃まで保管するものとする。

附 則

本規程は令和4年1月1日より施行する。

本規程は令和7年1月1日に、一部変更した。

## 津田沼祭実行委員会細則

### (目的)

- 第 1 条 本細則は、学友会執行委員会規程第 29 条に基づき、津田沼祭実行委員会を円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本委員会は、各自治会と協力して津田沼祭の企画・運営を行い、この連携を通じて津田沼祭をより発展させることを目指す。
  - 3 本委員会は津田沼祭の活動を通じて、日頃の学生生活の成果発表及び様々な人との交流により個々人の学生生活をより豊かに発展させることを目指す。

### (構成)

- 第 2 条 本委員会の構成は次のとおりとする。
- (1) 委員長 1 名
  - (2) 会計担当 1 名
  - (3) 委員

### (委員)

- 第 3 条 委員は、委員長が必要と認めた場合に任命することができる。
- 2 委員の任期は、委員長が任命する。
  - 3 委員の罷免については、次のとおりとする。
    - (1) 本委員会の委員長が必要と認めた場合
    - (2) 執行委員会の委員長が必要と認めた場合
  - 4 委員が辞任する場合、本委員長の許可を得なければならない。

### (義務)

- 第 4 条 本委員会に所属する者は、本細則を守らなければならない。
- 2 本委員会に所属する者は、学友会執行委員会幹部会における決定事項に従わなければならない。

### (規約の改廃)

- 第 5 条 本細則の改廃は、学友会執行委員会会議の議決を経るものとする。
- 2 本細則を改廃した場合は、代議員会で報告するものとする。

### 附 則

本細則は、令和 4 年 1 月 1 日より施行する。

# 千葉工業大学体育会会則

## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、千葉工業大学体育会と称する。

(組織)

第 2 条 本会は本学の体育会本部及び体育会加盟団体によって構成される。

(本部)

第 3 条 本会は本部を本学内に置く。

## 第2章 目的及び会員の義務

(目的)

第 4 条 本会は、学生委員会の下、会員が体育活動を通じ、健全な身体と精神の練磨に励み、体育会加盟団体相互間の親和、協調を図り、ひいては本学の発展に寄与することを目的とする。

(会員の義務)

第 5 条 本会員は、本会則及び議決を遵守し、本会の発展に協力する義務を負う。

2 本会員は、学友会執行委員会、文化会及び寮友会における活動の自主性を尊重してこれに協力する。

## 第3章 体育会本部

(体育会本部)

第 6 条 体育会本部は体育会の最高執行機関として、体育会加盟団体の活動をより良くするための支援をすることを目的とする。

(構成)

第 7 条 本会は加盟団体より選出された代表と体育会会長が任命した本学一般学生で構成する。

(規則)

第 8 条 本会の運営に関する規則は別に定める。

#### 第 4 章 加盟団体

(加盟団体)

第 9 条 本会の加盟団体として次の団体を置く。

- (1) 部
- (2) 同好会
- (3) 愛好会

2 各加盟団体に関する規則は別に定める。

#### 第 5 章 会計

(経費)

第 10 条 本会における体育会本部及び各加盟団体の経費は、大学からの援助金等をもってこれに充てる。

(会計担当)

第 11 条 本会における体育会本部及び各加盟団体の会計担当は、体育会本部及び各加盟団体から選出する。

(本会会計担当の義務)

第 12 条 本会会計担当は、各団体がより良い活動ができることを考慮すると共に、各団体において会計が正確に行われているか管理を行う。

- 2 本会会計担当は、現金の入出記録として出納帳を作成し、毎月、当月の残高を津田沼学生課に報告しなくてはならない。
- 3 本会会計担当は、前年度部内決算及び当該年度見積書を作成して執行額を津田沼学生課に報告しなくてはならない。
- 4 本会会計担当は、学生委員会に会計書類を要求された場合は、速やかに提出しなくてはならない。

(各加盟団体会計担当の義務)

第 13 条 各加盟団体会計担当は、現金の入出記録として出納帳を作成し、毎月、当月の残高を本会会計担当に報告しなくてはならない。

- 2 各加盟団体会計担当は、決算報告書を作成して執行額を本会会計担当に報告しなくてはならない。
- 3 各加盟団体会計担当は、本会会計担当に会計書類を要求された場合は、速やかに提出しなくてはならない。

(本会会計担当の会計監査)

第14条 体育会本部における会計に誤りがないよう、財務中央協議会で年に2回会計監査を行う。なお、財務中央協議会は当年度の中期と後期に行う。

(各加盟団体の会計監査)

第15条 各加盟団体における会計監査に誤りがないよう、本会会計担当より毎月訂正部分がなくなるまで会計監査を行う。なお、本会計監査は毎月初旬から行う。

(会計年度)

第16条 本会における体育会本部及び各加盟団体の会計年度は、4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

## 第6章 本会則の改廃

(規程の改廃)

第17条 本会則の変更は、主将会議、本部員会議及び中央協議会の議決を経て代議員会で行うものとする。

### 附 則

本会則は、昭和39年5月3日より施行された。  
本会則は、昭和61年4月1日、一部変更した。  
本会則は、平成2年1月1日、一部変更した。  
本会則は、平成10年4月1日、一部変更した。  
本会則は、平成13年4月1日、一部変更した。  
本会則は、平成16年4月1日、一部変更した。  
本会則は、平成18年4月1日、一部変更した。  
本会則は、平成20年1月1日、一部変更した。  
本会則は、平成25年1月1日、一部変更した。  
本会則は、平成26年1月1日、一部変更した。  
本会則は、平成28年1月1日、一部変更した。  
本会則は、平成30年1月1日、一部変更した。  
本会則は、平成31年7月1日、一部変更した。  
本会則は、令和5年1月1日に、一部変更した。

# 体育会本部運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、千葉工業大学体育会会則に基づき、体育会の最高機関として、加盟団体のより良い部活動を支援することを目的とする。

(名称)

第2条 本部は千葉工業大学体育会本部と称する。

## 第2章 本部員の義務

(本部員の義務)

第3条 本部の活動は千葉工業大学体育会会則の下で行わなければならない。

2 本部員は本規程を順守しなければならない。

3 本部員は本部の運営を行う義務を負う。

## 第3章 組織

(役員)

第4条 本部はその運営のために次の役員を有する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会長補佐 2名 (必要に応じて選出をする。)

(期間)

第5条 本部はその運営のために次の機関を有する。

(1) 体育会本部員会議

(2) 主将会議

(体育会本部員会議)

第6条 本部員会議は本部の議決機関である。

2 本会議の運営に関する規則は別に定める。

(主将会議)

- 第 7 条 主将会議は本部員会議に次ぐ議決機関である。
- 2 本会議の運営に関する規則は別に定める。

(部署)

- 第 8 条 本部では必要に応じ部署を設け、各部署に部長を任命する。
- 2 部署の設置、廃止、並びに部長の任命の決定権は会長が有する。
  - 3 本部はその運営のために少なくとも会計担当を有さなければならない。

## 第 4 章 会長

(義務)

- 第 9 条 会長は本会の代表者であり、本会の健全かつ、実質的な発展に努めなければならない。
- 2 会長は本会の最高責任者であり、本会活動における統括の義務を有する。
  - 3 会長は本会に加盟する部、同好会、愛好会を統括する。
  - 4 会長は、各機関への出席の義務を負う。

(権利)

- 第 10 条 会長は、副会長及び会長補佐のうちの 4 名の反対がある場合を除き、本会に関わるすべての事項において最高決定権及び実質的活動における本会員の招集権を有する。会長補佐を任命しない場合は、副会長 2 名の反対がある場合とする。

(任期)

- 第 11 条 会長の任期は 1 月 1 日から同年の 12 月 31 日の 1 年間とする。
- 2 役員改選は 10 月 31 日までに行わなければならない。

(選出)

- 第 12 条 会長は加盟団体に所属している本会員より立候補できる。その場合、推薦者は 2 人以上とする。
- 2 次期会長の立候補者がいない場合は、現会長が推薦する。
  - 3 会長は本部員会議及び主将会議において過半数の信任決議をもって任命される。

(罷免)

- 第 13 条 会長及び次期会長は、本部員会議において本部員の 3 分の 2 以上の不信任決議があった場合に罷免される。

- 2 会長の罷免又は辞任があった場合、後任の選出までは副会長が会長の任務を遂行する。

## 第5章 副会長

(義務)

- 第14条 副会長は会長の業務執行を監査し体育会運営を適正に行い、会長が任務を遂行できない場合、それを代行する。

(任期)

- 第15条 副会長の任期は1月1日から同年の12月31日の1年間とする。

(選出)

- 第16条 副会長は、会長がこれを任命する。

(罷免)

- 第17条 副会長は本部員会議において3分の2以上の不信任決議があった場合、罷免される。

## 第6章 会長補佐

(義務)

- 第18条 会長補佐は会長の業務を補佐し、本会の健全かつ、実質的な発展に努めなければならない。

(任期)

- 第19条 会長補佐の任期は1月1日から同年の12月31日の1年間とする。

(選出)

- 第20条 会長補佐は、必要に応じて会長がこれを任命する。

(罷免)

- 第21条 会長補佐は本部員会議において3分の2以上の不信任決議があった場合、罷免される。

## 第7章 部長

(義務)

第22条 部長は各部署の統括を行う。

(任期)

第23条 部長の任期は1月1日から同年の12月31日の1年間とする。

(罷免)

第24条 部長の罷免については、以下の通りとする。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 本部員会議において3分の2以上の不信任決議があった場合

## 第8章 本部員

(義務)

第25条 本部員は体育会本部の総意に基づき本部の運営を行う義務を負う。

(回生)

第26条 本部員は招集された年を1回生とし、年が明けると回生が1つ上がるものとする。

(任期)

第27条 本部員は招集された本部員の任期は招集された日から4回生の12月31日までとする。

## 第9章 本規程の改廃

(規程の改廃)

第28条 本規程の改廃は、主将会議の議決を経て本部員会議で議決を行うものとする。

2 本規程を改廃した場合は、代議員会で報告するものとする。

附 則

本規程は令和5年1月1日より施行する。

## 本部員会議運営規程

### (目的)

第 1 条 本規程は、体育会本部運営規程に基づき、本部員会議を円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第 2 条 本会議は体育会会長及び全本部員で構成する。

### (開催)

第 3 条 本会議は体育会会長が必要に応じ本部員を召集し開催する。

### (審議事項)

第 4 条 本会議は、次の事項を審議して議決する。

- (1) 体育会会長が必要と認めた議題の審議
- (2) 主将会議において必要と認めた議題の審議

### (成立)

第 5 条 本会議は、体育会本部員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

### (議決)

第 6 条 本会議の議決は、議決権を有する出席者の過半数の同意をもって可決する。ただし、可否同数の場合は、体育会会長がこれを採決する。

- 2 本部員全員が本会議の議決権を有する。
- 3 本部員会議で議決後、学生委員会の議決を経て最終決定とする。

### (告知)

第 7 条 本会議に附議する決定事項は、体育会本部において整理を行い、主将会議にて加盟団体に報告しなければならない。

### (議事録)

第 8 条 本会議では、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席者数
- (3) 各部署報告詳細

- (4) 各行事報告詳細
  - (5) 議題内容、審議事項及び議決事項
  - (6) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 本議事録は体育会本部が管理し、各自治会から要求があった場合は開示しなければならない。

(備考)

- 第 9 条 体育会本部員が議題を提出したい場合は、体育会会長に提出する。
- 2 本会会長と本部員が同議題を本会議に上程を認めた場合は、本会議で議論する。

(規程の改廃)

- 第 10 条 本規程の改廃は、主将会議の議決を経て本部員会議で議決を行うものとする。
- 2 本規程を改廃した場合は、代議員会で報告するものとする。

附 則

本規程は、平成 31 年 7 月 1 日より施行する。  
本規程は、令和 6 年 1 月 1 日に、一部変更した。

# 加盟団体規程

## (規程の目的)

第 1 条 本規程は、千葉工業大学体育会会則に基づき、体育会に加盟する団体の活動を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## (加盟の目的)

第 2 条 本会の加盟団体は部、同好会、愛好会のみとし、それぞれの組織を尊重しつつ、かつ相互に協力し発展に務め、各々の対外活動及び学内活動を円滑にすることを目的とする。

## (対外活動)

第 3 条 対外活動については、次の通りとする。

- (1) 加盟団体の活動である。
- (2) 学外の者が関わる大会及び発表会等の活動である。

## (構成)

第 4 条 本会は、次の加盟団体によって構成される。

- (1) 部
- (2) 同好会
- (3) 愛好会

## (部)

第 5 条 各部は次の義務及び権利を有する。

- (1) 部は顧問、主将等の役員を置き、部員名簿を備え、本部に提出しなければならない。
- (2) 部は対外活動を年 1 回以上、行わなければならない。
- (3) 部は対外活動を行う場合、提出期日までに課外活動届を提出しなければならない。
- (4) 部は主将会議に出席しなければならない。
- (5) 部は主将会議において、発言権および、議決権を有する。
- (6) 部は体育会本部が必要と認めた場合、体育会行事へ参加しなければならない。
- (7) 部は体育会本部員を本部が指定する人数を選出しなければならない。なお、未選出また正当な理由なく退会した場合、部はその責任を負う。
- (8) 部は部室を所持する権利を有する。

- (9) 部は自治会倉庫を使用する権利を有する。
- (10) 会長への臨時主将会議の開催を要請する権利を有する。
- (11) 部への団体交付金の配分に関しては別に定める。

(同好会)

第 6 条 各同好会は次の義務及び権利を有する。

- (1) 同好会は顧問、主将等の役員を置き、部員名簿を備え、本部に提出しなければならない。
- (2) 同好会は対外活動を年 1 回以上、行わなければならない。
- (3) 同好会は対外活動を行う場合、提出期日までに課外活動届を提出しなければならない。
- (4) 同好会は学外活動において、部という名称を使用する権利を有する。
- (5) 同好会は主将会議に出席しなければならない。
- (6) 同好会は主将会議において、発言権を有するが、議決権は認めない。
- (7) 同好会は体育会本部が必要と認めた場合、体育会行事へ参加しなければならない。
- (8) 同好会は体育会本部員を本部が指定する人数を選出しなければならない。  
なお、未選出また正当な理由なく退会した場合、同好会はその責任を負う。
- (9) 同好会は部室を所持する権利を有する。
- (10) 同好会は自治会倉庫を使用する権利を有する。
- (11) 会長への臨時主将会議の開催を要請する権利を有する。
- (12) 同好会への団体交付金の配分に関しては別に定める。

(愛好会)

第 7 条 各愛好会は次の義務及び権利を有する。

- (1) 愛好会は顧問、主将等の役員を置き、部員名簿を備え、本部に提出しなければならない。
- (2) 愛好会は対外活動を年 4 回以上、行わなければならない。
- (3) 愛好会は対外活動を行う場合、提出期日までに課外活動届を提出しなければならない。
- (4) 愛好会は学外活動において、部という名称を使用する権利を有する。
- (5) 愛好会は主将会議に出席しなければならない。
- (6) 愛好会は主将会議において、発言権を有するが、議決権は認めない。
- (7) 愛好会は体育会本部が必要と認めた場合、体育会行事へ参加しなければならない。
- (8) 愛好会は体育会本部員を本部が指定する人数を選出しなければならない。

なお、未選出また正当な理由なく退会した場合、愛好会はその責任を負う。

(9) 愛好会は自治会倉庫を使用する権利を有する。

(10) 会長への臨時主将会議の開催を要請する権利を有する。

(加盟条件)

第 8 条 本会への加盟は次の条件を満たした場合、主将会議で議決後、本部で最終議決し、承認を得られれば加盟することが出来る。

(1) 既存の加盟団体と活動内容が重複しない。

(2) 活動内容に沿った連盟が存在する。

(3) 本学内の部長または顧問を置いている。

(4) 構成委員が 5 名以上在籍していて、活動に必要な人数を越えている。

(5) 半年以上の活動実績を有する。

(6) 活動内容、活動場所が明確である。

(7) 会長もしくは副会長が活動を視察する。

2 新たに加盟を許可された団体は愛好会と称する。

3 加盟審議において否決された場合、その後 1 年以上の活動実績を持って再審議の権利を有する。

(昇格)

第 9 条 昇格を希望する団体は本部に要望書を提出し、会長がこの要請に対し主将会議で議決後、本部員会議で議決を行う。但し、愛好会、同好会を経て部に昇格するものとする。

(降格)

第 10 条 加盟団体の降格は本部あるいは加盟団体の要請があったとき次の事項を考慮し主将会議で議決後、本部員会議で議決を行う。

(1) 部員数

(2) 活動状況

(3) 体育会会長が認めた内容

(活動停止)

第 11 条 加盟団体において構成員が不在になったときの措置を次に定める。

(1) 当団体を愛好会に降格させる。ただしその存続期間は顧問との相談の上、本部で決定する。存続期間は最高 3 年間とする。

(2) 存続期間満了時、構成員が不在のときは、その団体を脱退とする。

(違反行為)

第12条 加盟団体に次の行為があった場合、本部会議にて活動停止、降格または廃止の処分に関する議決を行い、主将会議で議決を行う。

- (1) 本会の秩序を著しく乱した行為
- (2) 本会の体面を汚す行為
- (3) 警告書の累積(2枚)
- (4) 会長が必要と認めた場合

2 警告書の発行については次に定める

(違反書類の種類)

第13条 各加盟団体の処罰については、次の書類において行う。

- (1) 勧告書
- (2) 注意書
- (3) 警告書

(勧告書)

第14条 勧告書は次の場合発行される。

- (1) 会則及び各部署で定めた部、同好会、愛好会における義務に従わず会長が必要と判断した場合。
- (2) 本部員会議、主将会議で議決され、必要であると判断した場合。

第15条 勧告書の有効期限は1月1日から同年の12月31日までとする。

(注意書)

第16条 注意書は次の場合発行される。

- (1) 会則及び各部署で定めた部、同好会、愛好会における義務に従わず会長が必要と判断した場合。
- (2) 勧告書に応じた理由書の提出が期日までに行われない場合。
- (3) 勧告書が2枚累積した場合。
- (4) 本部員会議、主将会議で議決され、必要であると判断した場合。

第17条 注意書に変わった勧告書は効力が失われる。

第18条 注意書の有効期限は1月1日から同年の12月31日までとする。

(警告書)

第19条 警告書は次の場合発行される。

- (1) 会則及び各部署で定めた部、同好会、愛好会における義務に従わず会長が必要と判断した場合。
- (2) 注意書が2枚累積した場合。
- (3) 本部員会議、主将会議で議決され、必要であると判断した場合。

第20条 警告書に変わった注意書は効力が失われる。

第21条 警告書が2枚累積した場合、主将会議にて脱退、降格等に関する議決を行い、本部員会議で議決を行う。なお、議決で否決されたにもかかわらず、警告書が再度発行された場合には、学生委員会において最終議決を行うものとする。

第22条 警告書の有効期限は1月1日から同年の12月31日までとする。

(規程の改廃)

第23条 本規程の改廃は、主将会議の議決を経て本部員会議で議決を行うものとする。

- 2 本規程を改廃した場合は、代議員会で報告するものとする。

附 則

本規程は、平成31年7月1日より施行する。

本規程は、令和2年1月1日に、一部変更した。

本規程は、令和3年6月1日に、一部変更した。

本規程は、令和5年1月1日に、一部変更した。

本規程は、令和6年1月1日に、一部変更した。

本規程は、令和7年1月1日に、一部変更した。

本規程は、令和8年1月1日に、一部変更した。

# 主将会議運営規程

## (規程の目的)

第 1 条 本規程は、体育会本部運営規程に基づき、主将会議を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## (主将会議の目的)

第 2 条 本会議は体育会会長、体育会本部、部、同好会、愛好会の唯一の議決機関であり、それぞれの組織を尊重しつつ、かつ相互に協力し発展に務め、各々の活動を円滑にすることを目的とする。

## (構成)

第 3 条 主将会議は、会長、副会長及び加盟団体の代表者各 1 名と、会長の認めた者によって構成される。

## (開催条件)

第 4 条 本会議は体育会会長が必要に応じ加盟団体の代表者を召集し開催する。

## (協議事項)

第 5 条 本会議における議題は次の通りである。

- (1) 各部署から団体への連絡事項
- (2) 規約改正について
- (3) その他体育会運営に関連するもの全般

## (成立)

第 6 条 本会議は、各団体の主将(または団体の代表)の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

## (議決)

第 7 条 本会議の議決は、議決権を有する出席者の過半数の同意をもって可決する。ただし、可否同数の場合は、体育会会長がこれを採決する。

## (議事録)

第 8 条 本会議の議事録は、本会議構成員からの要請があった場合、提出しなければならない。

(規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、主将会議の議決を経て本部員会議で議決を行うものとする。

2 本規程を改廃した場合は、代議員会で報告するものとする。

附 則

本規程は、平成 31 年 7 月 1 日より施行する。

本規程は、令和 6 年 1 月 1 日に一部変更した。

## 会計規則

### (名称)

第 1 条 本規則は、体育会に属する団体の会計を統一化し、その透明性を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第 2 条 本会の会計は団体の会計担当者と本会の会計担当によって構成される。

### (義務)

- 第 3 条 本会に属する団体は、本規程を守らなければならない。
- 2 本会は中央協議会における決定事項に従わなければならない。
  - 3 各団体は本会における会計関係の決定事項に従わなければならない。
  - 4 本会会計担当は、部、同好会、愛好会に対して、団体交付金を割り当てなければならない。

### (団体交付金)

第 4 条 団体交付金は、当該会計年度初めに部、同好会、愛好会が前年度決算を提出することによって申請できる。また、団体交付金は所属団体の活動における必要経費として部費に充当することが出来る。

第 5 条 団体交付金は、大学及び体育会への貢献度、違反書類の有無、昨年度の団体交付金の配分等を参考に会計担当が交付額を決定し、会長の承認を得て交付される。尚、部、同好会及び愛好会は、最低金額は 30,000 円とする。

第 6 条 団体交付金の配布は、会計担当より主将会議を通して告知される。

第 7 条 交付された団体交付金は、団体の管理下に置き、その一切の管理責任を負うものとする。また、次に定める事項に該当する行為が発覚した場合、当該会計年度に交付された団体交付金の全額を本会会計担当に返還し、加えて 3 ヶ月以上の活動停止処分を受けるものとする。

(1) 団体交付金の団体活動以外の目的における使用

(2) 団体間における貸貸

(規程の改廃)

第 8 条 本規程の改廃は、主将会議の議決を経て本部員会議で議決を行うものとする。

2 本規程を改廃した場合は、代議員会で報告するものとする。

附 則

本規則は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

本規則は、令和 1 年 1 月 1 日に、一部変更した。

本規則は、令和 2 年 1 月 1 日に、一部変更した。

本規則は、令和 4 年 1 月 1 日に、一部変更した。

本規則は、令和 5 年 1 月 1 日に、一部変更した。

本規則は、令和 6 年 1 月 1 日に、一部変更した。

本規則は、令和 7 年 1 月 1 日に、一部変更した。

# 文化会会則

## 第1章 総則

### 第1節 名称

第1条 本会は、千葉工業大学文化会（以下「本会」とする）と称し、千葉工業大学自治会（以下「本自治会」とする）として、文化会本部（以下「本部」とする）を千葉工業大学（以下「本学」とする）内に置く。

### 第2節 目的

第2条 本会は、民主的な運営を基礎とし、文化会加盟団体に健全なる発展を通して学風創造と文化活動を助成させることを目的とする。

### 第3節 構成

第3条 本会は、本学学生によって構成される。

第4条 本会は、文化会加盟団体によって構成される。

第5条 文化会加盟団体は部、同好会、愛好会によって構成される。

第6条 本会会員は、文化会加盟団体に所属する者を会員とする。

### 第4節 義務

第7条 本会会員は、本会則を厳守しなければならない。

第8条 本会会員は、本会及び本学の助成、発展のために努力しなければならない。

第9条 本会会員は、所属団体の規則を厳守しなければならない。

## 第5節 協力

第10条 学友会執行委員会、体育会及び寮友会の自治活動における自主性を尊重し、これに協力する。

## 第2章 組織

### 第1節 名称

第11条 本会は、本会会則第1章第2節第2条を達するため、次の役職及び機関を設け、称する。

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 会長         | 1名      |
| (2) 副会長        | 1名または2名 |
| (3) 財務部        | 1名      |
| (4) 部長会        | 1名      |
| (5) 常任委員会      | 1名      |
| (6) 文化の祭典実行委員会 | 1名      |

第12条 第2章第1節第11条に定める組織は、本会会員によって構成される。

### 第2節 会長

第13条 会長は、本会の代表であり、文化会の健全かつ実質的な発展に努めなければならない。

第14条 会長は、本会の最高責任者であり、本会活動における統括の義務を有する。

第15条 会長は、副会長2名の反対がある場合を除き、本会に関わる全ての事項において最高決定権及び実質的活動における本会員の召集権を有する。

ただし、副会長が1名の場合、副会長1名及び文化の祭典実行委員会委員長の反対をもって副会長2名の反対と同等とする。

第16条 会長は、部長会において議決権を有する者の過半数の信任決議を持って任命される。

第17条 会長は、部長会において議決権を有する者の3分の2以上の不信任決議があった場合罷免される。

第18条 会長の任期は、1月1日より同年12月31日までの1年間とする。

### 第3節 副会長

第19条 副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行できない場合は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

第20条 副会長は、部長会において議決権を有する者の過半数の信任決議を持って任命される。

第21条 副会長は、部長会において議決権を有する者の3分の2以上の不信任決議があった場合罷免される。

第22条 副会長の任期は、1月1日より同年12月31日までの1年間とする。

### 第4節 財務部

第23条 財務部は、本会の運営費を管理する機関である。

第24条 財務部は、次の役職によって構成される。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 部長  | 1名 |
| (2) 副部長 | 1名 |
| (3) 書記  | 1名 |

第25条 部長は、会長が本会会員より指名し、任命する。

第26条 副部長及び書記は、部長が本会会員より指名し、これを任命する。

第27条 財務部の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第28条 財務部は、病気、不正発覚等、特別な理由のない限り罷免されない。

第29条 部長は、業務上必要のある際、常任委員会財務局員、文化の祭典実行委員会会計局員を召集することができる。

## 第5節 部長会

第30条 部長会は、本会会員の代表による本会会員総意の統一及び表明を行う機関である。

第31条 部長会の細則は、別にこれを定める。

## 第6節 常任委員会

第32条 常任委員会は、文化会加盟団体がその活動を円滑に行うための執行機関である。

第33条 常任委員会の細則は、別にこれを定める。

## 第7節 文化の祭典実行委員会

第34条 文化の祭典実行委員会は、文化の祭典の円滑な運営、執行を目的とした機関である。

第35条 文化の祭典実行委員会の細則は、別にこれを定める。

## 第3章 財務

第36条 本会の運営費は、PPA 交付金、寄付、その他からなり、団体交付金、援助金、常任委員会活動費、文化の祭典実行委員会活動費、その他に割り当てられる。

第37条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第38条 (1) 団体交付金の一部は各所属団体全にて交付される。  
(2) 団体交付金は、当該会計年度初めに部に属している団体のみが前年度決算及び当該年度部内予算見積書を提出することによって申請できる。  
また、団体交付金は所属団体の活動における必要経費として部費に充当することができる。

第39条 団体交付金は、大学および文化会への貢献度、勧告書、注意書及び警告書、その他を参考に財務部が交付額を決定し、会長の承認を得て交付される。

第40条 団体交付金は、財務部より団体に告知される。

第41条 交付された団体交付金、文化の祭典特別援助金は、団体の管理下に置き、その一切の管理責任を負うものとする。また、次に定める事項に該当する行為が発覚した場合、当該会計年度に交付された団体交付金、文化の祭典特別援助金の全額を財務部に返還し、加えて最低3ヶ月以上の活動停止処分を受けるものとする。

- (1) 団体交付金の団体活動以外の目的における使用
- (2) 文化の祭典特別援助金の文化の祭典運営以外の目的における使用
- (3) 団体間における貸借

第42条 文化の祭典特別援助金は、文化会に所属する団体で文化の祭典に参加する団体が申請でき、文化の祭典の運営費として使用することができる。

第43条 文化の祭典特別援助金は、文化の祭典実行委員長、財務部及び団体代表者の折衝で決定される。

第44条 財務部は、本会の会計決算書を、会計年度終了後30日以内に作成しなければならない。

第45条 部内決算の監査は、財務部が執り行い、会長はこれに協力しなければならない。

## 第4章 対外活動

第46条 対外活動は次のとおり定義する。

- (1) 所属団体の活動である。
- (2) 学外の者が関わる大会及び発表会等の活動である。
- (3) 関わった学外関係者の所在が確認できること。

第47条 対外活動は、報告書を提出したものを対象とする。但し、学外にて活動を行う場合は提出期日までに課外活動届も提出しなければならない。

## 第5章 加盟団体

### 第1節 部

第48条 部は、次の義務を負う。

- (1) 所属団体の活動の実施、週に1回以上の部会の開催
- (2) 部長会議への出席

- (3) 全ての文化会行事への参加
- (4) 常任委員 1 名以上の選出
- (5) 文化の祭典実行委員 1 名以上の選出
- (6) 部員 10 名以上の保持
- (7) 1 月 1 日から同年 12 月 31 日の 1 年間に、第 4 章にて定められた対外活動を 1 回以上実施
- (8) 前年度部内決算及び当該年度見積書を提出

第 49 条 部は、次の権利を有する。

- (1) 部室の利用
- (2) 4 号館 7 階及び 9 階の文化会倉庫、自治会倉庫の利用
- (3) 団体交付金の申請
- (4) 部長会議における発言権及び議決権
- (5) 会長への部長会議開催の要請

## 第 2 節 同好会

第 50 条 同好会は、次の義務を負う。

- (1) 所属団体の活動の実施、週に 1 回以上の部会の開催
- (2) 部長会議への出席
- (3) 全ての文化会行事への参加
- (4) 常任委員 1 名以上の選出
- (5) 文化の祭典実行委員 1 名以上の選出
- (6) 部員 5 名以上の保持
- (7) 前年度部内決算及び当該年度見積書を提出

第 51 条 同好会は、次の権利を有する。

- (1) 部室の利用
- (2) 4 号館 7 階及び 9 階の文化会倉庫、自治会倉庫の利用
- (3) 部長会議における発言権及び議決権

## 第 3 節 愛好会

第 52 条 愛好会は、次の義務を負う。

- (1) 所属団体の活動の実施
- (2) 部長会議への出席

- (3) 原則として文化の祭典への参加
- (4) 愛好会になった後、3年以内の昇格
- (5) 前年度部内決算及び当該年度見積書を提出

第53条 愛好会は、次の権利を有する。

- (1) 文化会行事への参加
- (2) 4号館7階及び9階の文化会倉庫、自治会倉庫の利用
- (3) 部長会議における発言権及び議決権
- (4) 常任委員1名以上の選出
- (5) 文化の祭典実行委員1名以上の選出

#### 第4節 義務の免責

第54条 会長は、所属団体の運営に多大なる支障が発生すると認められる場合に限って、必要と認める部、同好会、愛好会の一部又は全部の義務を免責することができる。

### 第6章 加盟・昇格・降格・合併・脱退

#### 第1節 加盟

第55条 加盟は、会長が部長会へ提案し議決権を有する者の3分の2以上の同意を持って成立する。

第56条 部長会にて加盟が決定した団体は、愛好会とする。

第57条 加盟団体は、次の条件とする。

- (1) 学内教職員を顧問とする。
- (2) 文化会へ1年以上の活動実績を報告し、認定を受けていること。
- (3) 加盟団体は、本学学生によって構成される文化団体とする。

第58条 加盟審議において否決された場合、その後1年以上の活動実績を持って再審議の権利を有する。

#### 第2節 昇格

第59条 昇格は、会長が部長会へ提案し議決権を有する者の3分の2以上の同意をもって

これを議決とする。

第60条 部昇格は、次の条件とする。

- (1) 同好会となった後、1年以上の活動実績を有する
- (2) 1年間に1つ以上の対外的な活動実績を有する
- (3) 部員10名以上

第61条 同好会昇格は、次の条件とする。

- (1) 愛好会となった後、6ヵ月以上の活動実績を有する
- (2) 部員5名以上

第62条 昇格審議において否決された場合、その後1年以上の活動実績をもって再審議の権利を有する。

### 第3節 降格

第63条 次のいずれかに該当する場合、降格となる。

- (1) 部及び同好会は第75条に定められた警告書が3枚に達した場合
- (2) 降格審議において、議決権を有する者の過半数の賛成があった場合

第64条 降格が確定した場合、それ以前に発行された注意書、警告書は効力を失う。

### 第4節 合併

第65条 合併は、会長が部長会へ提案し、議決権を有する過半数の同意をもってこれを議決する。

第66条 合併は、次の条件とする。

- (1) 会長が運営上必要と認める場合
- (2) 部・同好会であること
- (3) 当該する各団体内において、団体の総意としての同意が得られていること
- (4) 当該する各団体の顧問全員の同意を得ていること
- (5) 当該する各団体の部費・所有備品の合併後の取り扱いに関する合意が得られていること
- (6) 降格してから1年以上経過していること

第67条 合併を希望する各団体の部長は、会長及び財務部長による面談を受けなければな

らない。

第68条 団体が合併した場合、それ以前に発行された勧告書、注意書、警告書は会長が妥当だと判断した場合、免責することができる。

第69条 合併審議が否決された場合、審議から1年以上経過したとき、再審議の権利を有する。

## 第5節 脱退

第70条 次のいずれかに該当する場合、脱退となる。

- (1) 愛好会は第75条に定められた警告書が3枚に達した場合
- (2) 愛好会となった後、3年以内に昇格しない場合
- (3) 脱退審議で議決権を有する者の過半数の賛成があった場合

## 第7章 違反及び罰則

### 第1節 降格審議

第71条 降格審議は、部長会にて団体の降格を審議することである。

第72条 次のいずれかに該当する場合は降格審議を行い、降格の決をとる。

- (1) 部及び同好会は、第75条にて定められた警告書が2枚に達した場合
- (2) 会長が必要と認めた場合

### 第2節 脱退審議

第73条 脱退審議は、部長会にて団体の脱退を審議することである。

第74条 次のいずれかに該当する場合は脱退審議を行い、脱退の決をとる。

- (1) 愛好会は第75条に定められた警告書が2枚に達した場合
- (2) 会長が必要と認めた場合

### 第3節 注意及び警告

第75条 注意及び警告は、会長、副会長が協議を行い必要と判断した場合、勧告書、注意書又は警告書として発令される。

第76条 第75条により発行される勧告書2枚は、同条により発行される注意書1枚と同等である。

第77条 第75条により発行される注意書2枚は、同条により発行される警告書1枚と同等である。

第78条 第11条に定められた会長及び副会長のみが、勧告書、注意書及び警告書を発行する権利がある。

第79条 勧告書、注意書及び警告書の有効期間は、発行年の1月1日から翌年12月31日までとする。

第80条 第79条に定められた有効期間内の勧告書、注意書及び警告書は、降格審議、合併審議、脱退審議、団体交付金の交付額決定の際に提示される。

## 第8章 本会則の改正

第81条 本会則の改正は、部長会で審議され議決権を有する者の3分の2以上の同意を持ってこれを議決とする。その後代議員会において承認された場合に改正が行われる。

## 第9章 補足

第82条 本会会員より代議員会に10名、中央協議会に2名派遣するが、この両者を兼任しても良い。また、他会の了承があればこの人数を超えて出席しても良い。

第83条 代議員会、中央協議会、会計監査委員会の規程は、学友会が保管し、それに従う。

# 部長会細則

## 第1章 総則

- 第1条 本細則は、文化会会則第31条によりこれを定める。
- 第2条 本会は、本会会員の代表による本会会員総意の統一及び表明を行う機関である。
- 第3条 本会は、会長及び副会長の不在時に限り、次期会長が決定するまでの期間のみ文化会最高議決機関として機能する。

## 第1節 名称

- 第4条 本会は、部長会と称し、これを文化会内に置く。

## 第2節 目的

- 第5条 本会は、文化会の運営を円滑に行うべく会長及び副会長に協力する。
- 第6条 本会は、会長及び副会長の不在時に限り、委任していた決定権が返却されるものとして、次期会長が決定するまでの期間のみ文化会最高議決機関として機能する。

## 第3節 義務

- 第7条 本会は、常任委員会及び文化の祭典実行委員会の運営を管理し、その責任の全てを負わなくてはならない。

## 第2章 組織

- 第8条 本会の組織構成は、次の通りとする。
- |             |         |
|-------------|---------|
| (1) 会長      | 1名      |
| (2) 副会長     | 1名または2名 |
| (3) 議長      | 1名      |
| (4) 副議長     | 1名      |
| (5) 常任委員会代表 | 1名      |

- (6) 文化の祭典実行委員会代表 1名
- (7) 部・同好会・愛好会の代表 各団体1名
- (8) 部長会議

第9条 議長及び副議長は、会長が文化会会員から指名し、これを任命する。

### 第3章 部長会議

第10条 部長会議は、本会の議決機関である。

第11条 文化会会員の総意及び議決は、原則として本会議において議決権を有する者の過半数の賛成をもって決議された時、表明する事ができる。但し、議決権の委任またはこれに相当する行為は認めない。

第12条 本会議は、会長、副会長、議長、副議長、常任委員会代表、文化の祭典実行委員会代表、各部及び同好会、愛好会の代表1名で構成される。

第13条 本会議は、第12条に定める構成員の内3分の2以上の出席をもって成立し、議長がこれを進行する。

第14条 本会議の傍聴を希望する者は、事前に議長の承認を得ること。

第15条 本会議において発言権を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 部・同好会・愛好会の代表
- (4) 常任委員会代表
- (5) 文化の祭典実行委員会代表
- (6) 議長が認めた者

第16条 本会議において議決権を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 部・同好会・愛好会の代表
- (2) 常任委員会代表
- (3) 文化の祭典実行委員会代表

第17条 本会議における議決は、特に定められた場合を除き過半数の賛成を必要とする。

第18条 本会議は、会長がこれを招集する。

第19条 部長会議は、次の場合招集されなければならない。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 部・同好会・愛好会の代表の3分の1以上の要請があった場合
- (3) 常任委員会委員の3分の1以上が必要と認めた場合
- (4) 文化の祭典実行委員の3分の1以上が必要と認めた場合

第20条 本会議での議決後、学生委員会の議決を経て最終決定とする。

#### 第4章 本細則の改正

第21条 本細則の改正は、部長会で審議され、議決権を有する者の過半数の同意をもってこれを議決とする。その後代議委員会において承認された場合に改正が行われる。

#### 付 記

本細則は、平成24年1月1日より効力を発する。

本細則は、平成25年1月1日に一部変更した。

本細則は、平成26年1月1日に一部変更した。

本細則は、平成27年1月1日に一部変更した。

本細則は、平成30年1月1日に一部変更した。

# 常任委員会細則

## 第1章 総則

第1条 本細則は、文化会会則第33条によりこれを定める。

### 第1節 名称

第2条 本委員会は、常任委員会（以下「本委員会」とする）と称し、これを文化会内に置く。

### 第2節 目的

第3条 本委員会は、文化会加盟団体がその活動を円滑に行うための執行機関である。

### 第3節 構成

第4条 本委員会は、文化会加盟団体より常任委員として選出された者によって構成される。

### 第4節 義務

第5条 本委員会に所属するものは、本細則を守らなければならない。

第6条 本委員会は、部長会における決定事項に従わなければならない。

## 第2章 組織

第7条 本委員会は、本委員会細則第1章第2節第3条を達するため、次の役職及び機関を設け、称する。

|          |                  |
|----------|------------------|
| (1) 委員長  | 1名               |
| (2) 副委員長 | 2名               |
| (3) 三役補佐 | 2名（委員長の必要に応じて任命） |
| (4) 議長   | 1名               |
| (5) 副議長  | 1名               |
| (6) 財務局長 | 1名               |
| (7) 渉外局長 | 1名               |

- |              |    |
|--------------|----|
| (8) 書記局長     | 1名 |
| (9) 総務局長     | 1名 |
| (10) 企画局長    | 1名 |
| (11) 常任委員会会議 |    |

## 第1節 委員長

第8条 委員長は、本委員会の代表であり、実質的な活動の召集及び統轄の義務を有し、その一切の責任を持つ。

第9条 委員長は、部長会において議決権を有する者の過半数の信任決議をもって任命される。

第10条 委員長は、部長会において議決権を有する者の3分の2以上の不信任決議があった場合、罷免される。

第11条 委員長は、文化の祭典実行委員会の役職と兼任することは出来ない。

第12条 委員長の任期は、10月1日より翌年9月30日までの1年間とする。

## 第2節 副委員長

第13条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が任務を遂行できない場合はそれを代行する。

第14条 副委員長は、部長会において議決権を有する者の過半数の信任決議をもって任命される。

第15条 副委員長は、部長会において議決権を有する者の3分の2以上の不信任決議があった場合、罷免される。

第16条 副委員長は、文化の祭典実行委員会の役職と兼任することは出来ない。

第17条 副委員長の任期は、10月1日より翌年9月30日までの1年間とする。

### 第3節 三役補佐

- 第18条 三役補佐は委員長・副委員長の業務を補佐しなければならない。
- 第19条 委員長が必要と判断したときに2名まで任命できる。
- 第20条 三役補佐は委員長の判断で罷免することができる。
- 第21条 三役補佐は文化の祭典実行委員会の役職と兼任することができない。
- 第22条 三役補佐の任期は10月1日より翌年9月30日までの1年間とする。

### 第4節 常任補佐

- 第23条 委員は、委員長がこれを召集する。
- 第24条 委員は、部長会において議決権を有する者の過半数の信任決議を持って任命される。
- 第25条 委員の役職は、委員長がこれを任命する。
- 第26条 委員の罷免及び役職の変更は、本委員会で協議する。
- 第27条 委員が任期中において、やむなき理由で辞任する場合、委員長が部長会へ報告する。
- 第28条 委員が辞任もしくは罷免された団体で、文化会会則第48条（4）または第50条（4）が満たせなくなった場合は、新たに委員を選出しなければならない。
- 第29条 委員の任期は、10月1日より翌年9月30日までの1年間とする。

### 第5節 常任委員会会議

- 第30条 常任委員会会議は、本委員会の議決機関である。
- 第31条 本会議は、委員長、副委員長及び常任委員と議長が認めた者によって構成される。
- 第32条 本会議は、第26条に定める構成員の内3分の2以上の出席をもって成立し、議長

がこれを進行する。

第33条 本会議の傍聴を希望する者は、事前に議長の承認を得ること。

第34条 本会議における議決は、特に定められた場合を除き過半数の賛成を必要とする。

第35条 本会議において、発言権を有する者は次のとおりとする。

- (1) 常任委員
- (2) 議長が認めた者

第36条 本会議において、議決権を有する者は常任委員のみとする。

第37条 本会議は、定例会議と臨時会議からなり、委員長がこれを召集する。

第38条 臨時会議は、次の場合召集されなければならない。

- (1) 部長会において各部及び同好会の3分の1以上の要請があった場合
- (2) 委員長が必要と認めた場合
- (3) 常任委員の3分の1以上の要請があった場合

### 第3章 本細則の改正

第39条 本細則の改正は部長会で審議され、議決権を有する者の過半数の同意をもってこれを議決とする。その後代議委員会において承認された場合に改正が行われる。

#### 付 記

本細則は、平成24年1月1日より効力を発する。

本細則は、平成25年1月1日に一部変更した。

本細則は、平成26年1月1日に一部変更した。

本細則は、平成27年1月1日に一部変更した。

本細則は、平成30年1月1日に一部変更した。

本細則は、令和8年1月1日に一部変更した。

# 文化の祭典実行委員会細則

## 第1章 総則

第1条 本細則は、文化会会則第35条によりこれを定める。

### 第1節 名称

第2条 本委員会は、文化の祭典実行委員会（以下「本委員会」とする）と称し、これを文化会内に置く。

### 第2節 目的

第3条 本委員会は、文化の祭典の円滑な運営、執行を目的とする。

### 第3節 構成

第4条 本委員会は、文化会加盟団体より文化の祭典実行委員として選出された者によって構成される。

### 第4節 義務

第5条 本委員会に所属するものは、本細則を守らなければならない。

第6条 本委員会は、文化の祭典に関してのみ運営権限が存在し、部長会における決定事項には従わなければならない。

## 第2章 組織

第7条 本委員会は、本委員会細則第1章第2節第3条を達するため、次の役職及び機関を設け、称する。

- |          |         |
|----------|---------|
| (1) 委員長  | 1名      |
| (2) 副委員長 | 1名または2名 |
| (3) 会計局長 | 1名      |
| (4) 渉外局長 | 1名      |

- |                  |    |
|------------------|----|
| (5) 広報局長         | 1名 |
| (6) 総務局長         | 1名 |
| (7) 企画局長         | 1名 |
| (8) 警備・衛生部長      | 1名 |
| (9) 文化の祭典実行委員会会議 |    |

#### 第1節 委員長

第8条 委員長は、本委員会の代表であり、実質的な活動の召集及び統轄の義務を有し、その一切の責任を持つ。

第9条 委員長は、部長会において議決権を有する者の過半数の信任決議を持って任命される。

第10条 委員長は、部長会において議決権を有する者の3分の2以上の不信任決議があった場合、罷免される。

第11条 委員長は、常任委員会の役職と兼任することは出来ない。

第12条 委員長の任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

#### 第2節 副委員長

第13条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が任務を遂行できない場合、それを代行する。

第14条 副委員長は、部長会において議決権を有する者の過半数の信任決議を持って任命される。

第15条 副委員長は、部長会において議決権を有する者の3分の2以上の不信任決議があった場合、罷免される。

第16条 副委員長は、常任委員会の役職と兼任することは出来ない。

第17条 副委員長の任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

### 第3節 実行委員

第18条 実行委員は、委員長がこれを召集する。

第19条 実行委員は、部長会において議決権を有する者の過半数の信任決議を持って任命される。

第20条 実行委員の役職は、委員長がこれを任命する。

第21条 実行委員の罷免及び役職の変更は、本委員会で協議される。

第22条 実行委員が任期中においてやむなき理由で辞任する場合、委員長が部長会で報告する。

第23条 実行委員の辞任もしくは罷免された団体で、文化会会則第48条（5）または第50条（5）が満たせなくなった場合、新たに実行委員を選出しなければならない。

第24条 実行委員の任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

### 第4節 文化の祭典実行委員会会議

第25条 文化の祭典実行委員会会議は、本委員会の議決機関である。

第26条 本会議は、実行委員と文化会の代表者1名で構成される。

第27条 本会議は、本細則第26条の構成員の3分の2以上の出席を持って成立する。

第28条 本会議において、発言権を有する者は次のとおりとする。

- （1）文化の祭典実行委員
- （2）文化会代表
- （3）委員長が認めた者

第29条 本会議において、議決権を有する者は次のとおりとする。

- （1）文化の祭典実行委員

第30条 本会議は、特に定められた場合を除いて議決権を有する者の過半数の賛成を必要とする。

第31条 本会議は、定例会議と臨時会議からなり委員長がこれを召集する。

第32条 臨時会議は、次の場合召集されなければならない。

- (1) 部長会において各部及び同好会の3分の1以上の要請があった場合
- (2) 委員長が必要と認めた場合
- (3) 実行委員の3分の1以上の要請があった場合

### 第3章 本細則の改正

第33条 本細則の改正は、部長会で審議され、議決権を有する者の過半数の同意をもってこれを議決とする。その後代議員会において承認された場合に改正が行われる。

#### 付 記

本細則は、平成15年12月20日より効力を発する。

本細則は、平成24年1月1日に一部変更した。

本細則は、平成25年1月1日に一部変更した。

本細則は、平成26年1月1日に一部変更した。

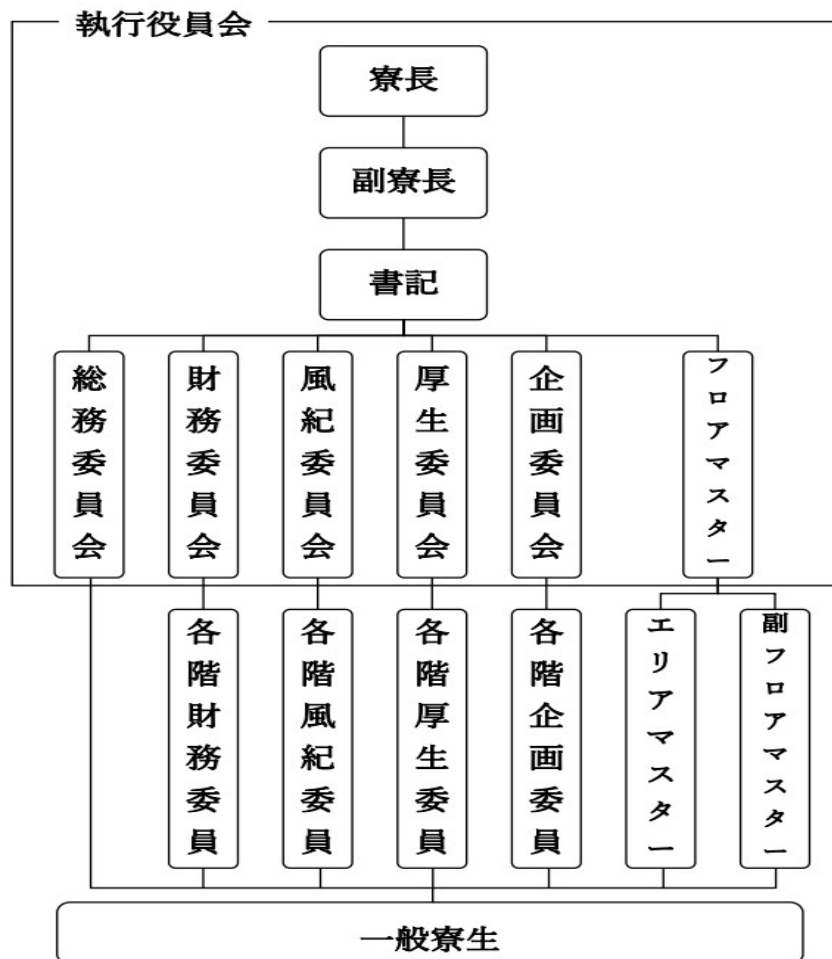
本細則は、平成30年1月1日に一部変更した。

# 千葉工業大学寮友会会則

前 文

千葉工業大学寮友会会員は常に千葉工業大学の模範となる学生であることを意識し行動しなければならない。学問研究の助長、相互人格の成長を共同生活の場をとおして向上を目指すことを目的とする。本会則は以上の理念によって定められたものでありすべての規定に先行し優越するものである。

組織図



## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千葉工業大学寮友会と称する。

(会員)

第2条 本会の会員は、次の学生寮の寮生をもって組織される。

- (1) 桑蓬寮
- (2) 椿寮

(本部)

第3条 本会の本部は、千葉工業大学学生寮内に置く。

(構成)

第4条 本会の構成は、次の通りとする。

- (1) 会長
- (2) 各学生寮の寮長
- (3) 副会長
- (4) 書記
- (5) 会計
- (6) 執行役員
- (7) フロアマスター
- (8) 一般会員

(注釈) 会長は、原則として自身の所属する学生寮の寮長を兼任するものとする。

(注釈) 会長、副会長、書記の三役職を総称して三役とする。

第5条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 寮生総会
- (2) 執行役員会

## 第2章 目的及び会員の義務

(本会の目的)

第6条 本会は学生委員会の下、寮生が学生寮での活動を通して学問研究の助長及び寮生相互の人格的成長を促進することを目的とする。

(会員の義務)

第 7 条 本会の会員は以下の義務を有する。

- (1) 本会則に定められた事を誠実に履行しなければならない。
- (2) 常に千葉工業大学学生の模範となることを意識し、行動しなければならない。
- (3) 寮友会費を納入しなければならない。

(注釈) 年会費の金額と集金方法は寮の運営状況を鑑みて、その年度の会長、会計、学生寮事務室との協議の上、寮生総会の決議により決定する。

- (4) 学生寮内で定められた禁止事項やルールを順守しなければならない。

(注釈) 禁止事項、ルールは別紙に定める。

- (5) 学生寮での活動に精力的に取り組まなければならない。
- (6) 寮生総会、各種の寮行事及び大学から指定された行事に参加しなければならない。

(会員への罰則)

第 8 条 前条に違反した会員に対し、別紙に定める規定に基づいて罰則点数を付与するものとする。

(罰則の基準)

第 9 条 罰則点数の基準および加点の可否については、学生委員会と執行役員会の協議の上、決定するものとする。

(会員への処分)

第 10 条 学生寮への在籍期間中に罰則点数が累積 4 点以上に達した場合、学生委員会から強制退寮処分が下されるものとする。

### 第 3 章 会長

(会長)

第 11 条 本会の代表として会長を 1 名置く。

(義務)

第 12 条 会長は以下の義務を有する。

- (1) 会長は寮友会の代表責任者であり、全会員の理解と協力を得て、運営を統括しなければならない。
- (2) 会長は各学生寮の寮長、副会長、書記、会計、執行役員、

フロアマスターを指名しなければならない。

(3) 会長は執行役員会の代表を務め、その責任を負わなければならない。

(選出)

第13条 会長は全会員の中から選挙によって選出される。

(注釈) 会長選挙規定は別紙に定める。

第14条 会長の任期は1年間とし、各年の9月30日までに改選されなければならない。

(更迭)

第15条 会長の更迭の要求には全会員の3分の1以上の署名を要し、執行役員会に提出する。その後、寮生総会において不信任決議を行い、出席者の3分の2以上の賛成をもってこれが成立する。

(辞職)

第16条 会長が健康上及び、その他正当な理由で任務を果たせぬ場合は執行役員会に辞表を提出し、執行委員会がそれを受理した場合は寮生総会によって承認する。なお、後任は副会長のいずれかが務めるものとする

#### 第4章 寮長

(寮長)

第17条 各学生寮に1名寮長を置く。

(選出)

第18条 各学生寮の寮長は、会長によって指名される。なお、寮長のうち1名は寮友会会長が兼務し、その他の寮の寮長は副会長もしくは書記が務めるものとする。

(任期)

第19条 各学生寮の寮長の任期は1年間とし、各年の9月30日までに改選されなければならない。

(更迭)

第20条 各学生寮の寮長は執行役員会において3分2以上の不信任決議があった場合、更迭される。なお、後任については会長の判断に委ねる。

(辞職)

第21条 寮長の辞職は当該役員から会長へ辞表を提出しそれを受理することで成立する。  
なお、後任については会長の判断に委ねる。

## 第5章 副会長

(副会長)

第22条 本会に副会長を3名置く。

(義務)

第23条 副会長は以下の義務を有する。

- (1) 副会長は会長を補佐しなければならない。
- (2) 会長が職務を継続できなくなった場合、副会長のうち1名が会長の職務を担わなければならない。
- (3) 寮生総会において議事進行を務めなければならない。

(選出)

第24条 副会長は会長によって指名される。

(任期)

第25条 副会長の任期は1年間とし、各年の9月30日までに改選されなければならない。

(更迭)

第26条 副会長は執行役員会において3分の2以上の不信任決議があった場合、更迭される。なお、後任については会長の判断に委ねる。

(辞職)

第27条 副会長の辞職は当該役員から会長へ辞表を提出しそれを受理することで成立する。なお、後任については会長の判断に委ねる。

## 第6章 書記

(書記)

第28条 本会に書記を2名置く。

(義務)

第29条 書記は以下の義務を有する。

- (1) 学生寮の会議、研修会において議事録を作成し、その管理を行わなければならない。
- (2) 寮生総会において議事録署名人を務めなければならない。

(選出)

第30条 書記は会長によって指名される。

(任期)

第31条 書記の任期は1年間とし、各年の9月30日までに改選されなければならない。

(更迭)

第32条 書記は執行役員会において3分の2以上の不信任決議があった場合、更迭される。  
なお、後任については会長の判断に委ねる。

(辞職)

第33条 書記の辞職は当該役員から会長へ辞表を提出しそれを受理することで成立する。  
なお、後任については会長の判断に委ねる。

## 第7章 会計

(会計)

第34条 本会の会計担当に会計を置く。

(選出)

第35条 会計は会長によって寮友会執行役員会財務委員長の中から指名される。

(義務)

第36条 会計は以下の義務を有する。

- (1) 会計は、寮友会の円滑な運営と、正確な会計が行われるよう管理を行わなければならない。
- (2) 予算案を検討し、寮生総会に提出して承認を得なければならない。
- (3) 決算書を作成し、寮生総会に提出して承認を得なければならない。
- (4) 現金出納帳を作成し、会計記録を大学へ報告しなければならない。
- (5) 会計支出の際に発生した領収書、レシートを適正に処理し、保管しなければならない。

- (6) 寮全体として行う催し物につき、会費から出費せずに会員各自から集金する場合、寮生総会の承認を得なければならない。

(経費)

第37条 本会における経費は、会員からの寮友会会費と大学からの援助金等をもってこれに充てる。

(会費集金)

第38条 告示より14日以内に全会員の会費集金を完了しなければならない。  
特別な事情がない場合、14日以内に納入しなかった会員に対して、会長の命令により勧告することができる。

(注釈) 留学生については別に定める規定に基づいて集金を行うこととする。

(領収書)

第39条 会計支出の際には必ず寮友会名、または責任者の氏名を記入した領収書、レシートを必要とする。領収書、レシートのないものは会計支出と認めない。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 第8章 執行役員

(執行役員)

第41条 本会に執行役員を置く。

(義務)

第42条 執行役員は次の義務を有する。

- (1) 執行役員会の会議及び研修会に出席しなければならない。
- (2) 執行役員会の活動に精力的に参加しなければならない。

(選出)

第43条 執行役員は会長により指名される。

(任期)

第44条 執行役員の任期は1年間とし、各年の9月30日までに改選されなければならない

(辞職)

第45条 執行役員の辞職は当該役員から会長へ辞表を提出しそれを受理することで成立する。

(更迭)

第46条 執行役員が次のいずれかに該当した場合、会長は当該役員を更迭することができる。

- (1) 正当な理由なく執行役員会の活動に参加しない場合
- (2) 会長が今後も活動への参加意思がないと判断した場合
- (3) 強制退寮処分となった場合
- (4) その他、学生寮に著しい不利益を与えたと会長が判断した場合

## 第9章 フロアマスター

(フロアマスター)

第47条 各学生寮各階に1名フロアマスターを置く。

(義務)

第48条 フロアマスターは以下の義務を有する。

- (1) 執行役員会の会議及び研修会に出席しなければならない。
- (2) 執行役員会の活動に精力的に参加しなければならない。
- (3) 所属階の状況について適宜報告を行わなければならない。

(選出)

第49条 フロアマスターは該当階に居住している会員の中から会長によって指名される。

(任期)

第50条 フロアマスターの任期は1年間とし、各年の9月30日までに改選されなければならない。

(辞職)

第51条 フロアマスターの辞職は当該フロアマスターから会長へ辞表を提出し、それを受理することで成立する。

(更迭)

第52条 執行役員が次のいずれかに該当した場合、会長は当該フロアマスターを更迭

することができる。

- (1) 正当な理由なく執行役員会の活動に参加しない場合
- (2) 会長が今後も活動への参加意思がないと判断した場合
- (3) 強制退寮処分となった場合
- (4) その他、学生寮に著しい不利益を与えたと会長が判断した場合

## 第10条 寮生総会

(寮生総会)

第53条 寮生総会は寮友会における最高議決機関であり、会長、執行役員会及び会員が必要と認めた案件について議決、承認を行う。

(構成)

第54条 寮生総会は全会員をもって構成される。

(開催)

第55条 寮生総会は、以下の場合にはその発生から30日以内に開催し、かつ年2回以上開催するものとする。

- (1) 新しい執行役員会が発足した場合
- (2) 新しい会員が大幅に入会した場合
- (3) 会長が必要と認めた場合
- (4) 執行役員が要求した場合
- (5) 全会員の3分の1以上の署名がある場合

(議長)

第56条 寮生総会の議長は会長が務め、全会員を招集する。

(議事録)

第57条 議事録署名人は書記が務め、その議事録を作成、保管しなければならない。

(成立)

第58条 寮生総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立とする。

(議案)

第59条 寮生総会は、次の議案を審議し議決、承認を得る。

- (1) 寮友会の活動報告及び活動予定に関する事項

- (2) 寮友会の予算及び決算報告に関する事項
- (3) 寮友会会費に関する事項
- (4) 寮内の規則に関する事項
- (5) 執行役員に関する事項
- (6) 規約改正に関する事項
- (7) 会員が提出した議案に関する事項
- (8) その他重要事項

(決議、承認)

第60条 寮生総会の議決、承認は挙手を持って行われ出席者の3分の2以上をもって成立する。

#### 第11条 執行役員会

(執行役員会)

第61条 本会に執行役員会を置く。

(執行役員会の義務)

第62条 執行役員会は寮運営について全責任を負い、寮生総会の決議に対し誠意をもって執行しなければならない。

(構成)

第63条 執行役員会は次の役職をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 書記
- (4) 会計
- (5) 執行役員
- (6) 各寮各階フロアマスター

(会長)

第64条 執行役員会の会長は寮友会会長が務め、かつその代表責任を負う。

(会議、研修会)

第65条 執行役員はその活動を円滑に行うため必要に応じて以下の会議及び研修会を開催する。

- (1) 執行会議
- (2) 三役会議
- (3) 幹部会議
- (4) の会議
- (5) 春期リーダー研修会
- (6) 夏期リーダー研修会

(注釈) 春期、夏期リーダー研修会は寮運営に関して絶対不可欠なものとして会則から削除してはならない。

(委員会)

第66条 執行役員にその活動を円滑に行うため次の委員会を常設する。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 風紀委員会
- (4) 厚生委員会
- (5) 企画委員会
- (6) 広報委員会

(委員会の目的と職務)

第67条 前条に掲げる各委員会は、次に定める目的の達成及び職務の遂行をもって、その責務をはたすものとする。

- (1) 総務委員会  
執行役委員会の活動を円滑に行うことを目的とし、寮友会備品の管理、名簿管理等事務作業、他委員会の援助を行う。
- (2) 財務委員会  
寮友会の活動を円滑に行うことを目的とし、会計の指示の下寮友会費の集金、管理及び経費の領収書処理、報告を行う。
- (3) 風紀委員会  
寮内の風紀及び秩序を維持することを目的とし、減点措置を含む会員への指導、及び寮内トラブルの解決を行う。
- (4) 厚生委員会  
寮内の生活環境の保持、向上を目的とし、共有部及び共用備品

の管理並びに清掃活動の実施及びその周知を行う。

- (5) 企画委員会  
会員相互の親睦を促進し、寮生活の充実を図ることを目的とし、寮内における各種行事の企画及び運営を行う。
- (6) 広報委員会  
寮友会の活動の広範な周知及び学内外との連携強化を目的とし、寮内外における広報活動並びに学外団体との渉外業務を行う。

(構成)

第68条 各委員会の構成は以下の通りとする。

- (1) 委員長 男女各1名
- (2) 委員 数名

(選出)

第69条 各委員会の委員および委員は会長が執行役員の中から選出する。

(任期)

第70条 各委員、委員長の任期は1年間とし、各年の9月30日までに再選されなければならない。

(委員長の義務)

第71条 各委員会の委員長は次の義務を有する。

- (1) 各委員会を統括し、その責任を負わなければならない。
- (2) 報告書を作成し会長に提出しなければならない。

(兼任)

第72条 各委員会の委員及び委員長は三役、フロアマスター、臨時委員会を除く他の委員会の委員、委員長を兼任することはできない。ただし、大幅な組織構造の変更や、やむを得ない人数の減少などがあつた場合はこの限りではない。

(特別委員会)

第73条 寮友会執行役委員会に上記に加え必要に応じて以下の特別委員会を設置する。

- (1) 寮友会会長選挙管理委員会
- (2) 寮祭実行委員会
- (3) 寮友会会則改正委員会
- (4) その他、会長が必要と認めた委員会

(注釈) 各特別委員会の規定は別に定める。

(解散)

第74条 寮友会執行役員会は以下の場合解散する。

- (1) 会長の任期満了に伴い、次期執行役員会が発足した場合
- (2) 寮生総会の決議により解散が承認された場合
- (3) 寮友会が解散した場合

## 第12条 会則の改正

(会則の改正)

第75条 本会則の改正は、発議者が改正案を執行役員会に提案し、執行役員会の3分の2以上の賛成、かつ、寮生総会において出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。また、承認された場合、中央協議会及び代議員会にてその報告をしなければならない。

附 則

本会則は、平成27年1月25日より施行する。

本会則は、令和7年12月31日に一部改正する。

## 付 録

### 第1章 各委員会規定

#### 第1条 目的及び設置

学生寮での共同生活を楽しく充実したものにするため、各委員会を設置する。

#### 第1節 総務委員会

第2条 総務委員会は、委員長男女各1名、委員数名によって構成される。

(注釈) 副委員長は委員長が必要と判断した場合に限り委員長命令により置く事ができる。

第3条 寮友会の物品の出入、管理を行う。

第4条 寮長と共に対外的打ち合わせ及び交渉を行う。

第5条 寮生名簿を作成し、その管理を行う。

第6条 事務的備品の管理及びその購入を行う。

第7条 総務委員の任期は1年間とする。

#### 第2節 財務委員会

第8条 財務委員会は、委員長男女各1名、委員数名によって構成される。

(注釈) 副委員長は委員長が必要と判断した場合に限り委員長命令により置く事ができる。

第9条 財務委員は会計系の責任を負う。

第10条 会計係は告示より10日以内に全寮生の集金を完了しなければならない。尚、特別扱いをのぞいて10日以内に納入しなかった寮生に対して、委員長命令により勧告することができる。

第11条 寮友会会費集金に関して明確な領収書を作成し、会計係が保管する。

第12条 各委員会の予算請求に対して、それを検討し、予算案として総会の承認を得、分配支出する。

第13条 寮全体として行う催し物につき、会費から出費せずに寮生各自から集金する場合、総会の承認を得る。

第14条 年間2回決算報告書を作成する。

第15条 年2回総会において書類と口答を持って決算報告を行い、総会の承認を得なければならない。

第16条 会計支出の際には必ず寮友会名、又は責任者の氏名を記入した領収書を必要とする。領収書なきものは会計支出と認めない。

第17条 財務委員会は監査に請求があった場合1週間以内に応じなければならない。

第18条 財務委員の任期は1年間とする。

### 第3節 企画委員会

第19条 企画委員会は、委員長男女各1名、委員数名によって構成される。

(注釈) 副委員長は委員長が必要と判断した場合に限り委員長命令により置く事ができる。

第20条 寮生相互の親睦と寮生活の充実を図ることを目的とし、行事を計画する。

第21条 企画委員会の決定事項は執行役員会で承認後、総会に提出する。総会で決定された企画は責任を持って実行する。

第22条 企画委員の任期は1年間とする。

### 第4節 厚生委員会

第23条 厚生委員会は、委員長男女各1名、委員数名によって構成される。

(注釈) 副委員長は委員長が必要と判断した場合に限り委員長命令により置く事ができる。

第24条 病人の届け出を受けたときは、長とその処理について相談する。

第25条 救急箱の管理、保管をする。尚、薬の補充は各委員が委員長に届出をし、委員長が配布する。

第26条 医療制度費は年間1人100円とする。

(注釈) 医療費は寮友会費より算出する。

第27条 厚生委員の任期は1年間とする。

#### 第5節 風紀委員会

第28条 風紀委員会は、委員長男女各1名、委員数名によって構成される。

(注釈) 副委員長は委員長が必要と判断した場合に限り委員長命令により設置することができる。

第29条 寮内の風紀、美化について話し合い、必要な処理を行う。

第30条 必要に応じて寮室内に立ち入ることができる。また不在の場合でも立ち入る事がある。

第31条 風紀委員会は寮内において、会則及びマナーを甚犯すものに対して、風紀委員長、該当者の階の委員、フロアマスターとの三者が協議し、執行役員会に報告する。

第32条 風紀委員の任期は1年間とする。

### 第2章 特別委員会規定

第33条 寮長が総会を通して設置する。

#### 第1節 会計監査委員会

第34条 会計監査委員会は総会が委託する監査機関である。

第35条 会計監査委員会は、委員長1名、委員2名、計3名によって構成する。

第36条 会計監査委員長は立候補および推薦により選出され総会の承認を得る。又、会計監査委員2名は、委員長の指名による。

(注釈) 会計監査委員長は寮長、副寮長、財務委員長、フロアマスターを除いた執行役員であれば兼任する事が出来る。

第37条 会計監査委員としての義務を怠った場合その資格を失う。

第38条 会計監査委員に欠員がでた場合は7日以内に臨時総会を開き選出する。

第39条 年2回（7月、12月）以上の調査を行い、総会で監査報告を行う。

第40条 30名以上の連署による寮生の要請があった場合、及び会計監査委員会が認めた場合、14日以内に監査を行う。

第41条 会計監査委員の任期は1年とする。

## 第2節 選挙管理委員会

第42条 選挙管理委員会は寮長の任期終了の1ヶ月前に設置する。但し解散（リコール等）の場合には総会において選挙管理委員会をそれと同時に設置する。

第43条 選挙管理委員会は、委員長1名、副委員長1名委員10名（各寮各階1名）、計12名をもって構成する。

第44条 選挙管理委員は立候補及び推薦により選出し、総会の承諾を得る。尚、各委員会の兼任を認める。

第45条 選挙方法については選挙管理委員会が責任を持ってこれにあたり全寮生に公示しなければならない。

第46条 前寮長の任期が終了するまでに次期の寮長を選出する。

## 第3節 寮祭実行委員会

第47条 寮長を寮祭実行委員長として寮祭の全ての責任を負う。仕事は副寮祭実行委員長が全て行う様にし、寮長は仕事の経過等の報告をしっかりと受け、執行委員会や寮生総会などで全員に報告する

#### 第4節 寮友会会則改正委員会

第48条 寮長が総会を通して設置し、総会において10人の委員を立候補、及び推薦で選出する。委員長は寮長が兼任する。

#### 第5節 その他の特別委員会

第49条 寮長が寮生の要望などにより必要と認めた場合、特別委員会を設置することが出来る。

第50条 特別委員会はその委員会の予算を財務委員会及び総務委員会に請求し、任務終了後に会計監査委員会の会計監査を受ける。

第51条 任務中にその経過を発表し、任務終了と同時にその会は解散する。

2026年4月1日 発行

千葉工業大学学友会  
体育会  
文化会  
寮友会

発行所 千葉工業大学学友会執行委員会  
千葉県習志野市津田沼2-17-1  
電話 047-478-0253